

令和元年度

第1回

柏市生涯学習推進協議会

資料集

令和元年8月27日

目 次

1 教育基本法	1
2 第3期教育振興基本計画	5
3 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要	14
4 生涯学習に関する世論調査	17
5 平成30年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料	33
6 平成30年度柏市まちづくり推進のための調査	42
7 その他	64
(1) 柏市附属機関設置条例	
(2) 柏市生涯学習推進協議会規則	

1 教育基本法（平成18年法律第120号）

○教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り・下く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習す

ることができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととするものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の

適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一條 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

次頁からの資料をごらんください。

第3期
教育振興、基本計画



生涯にわたる一人一人の
「可能性」と「チャンス」を最大化

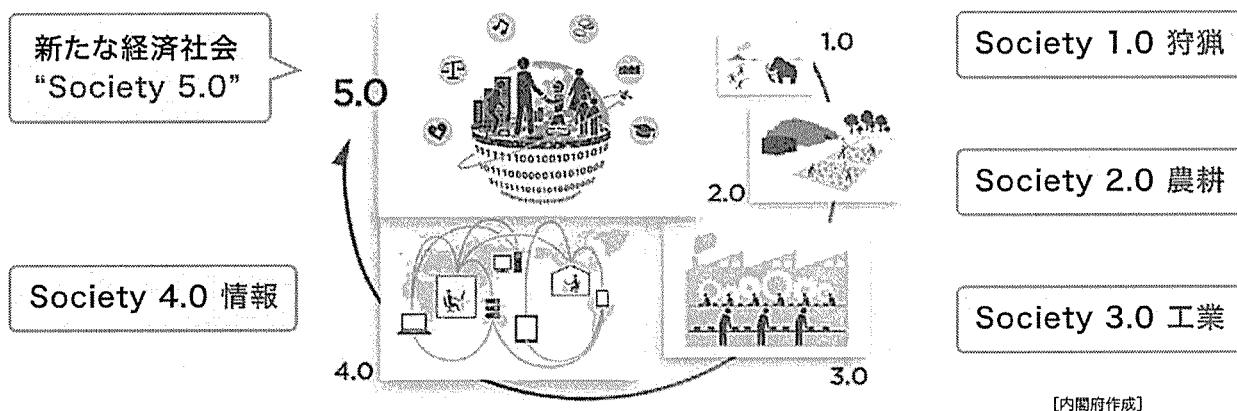
平成30年
6月15日
閣議決定



文部科学省

～超スマート社会(Society 5.0)時代の到来～

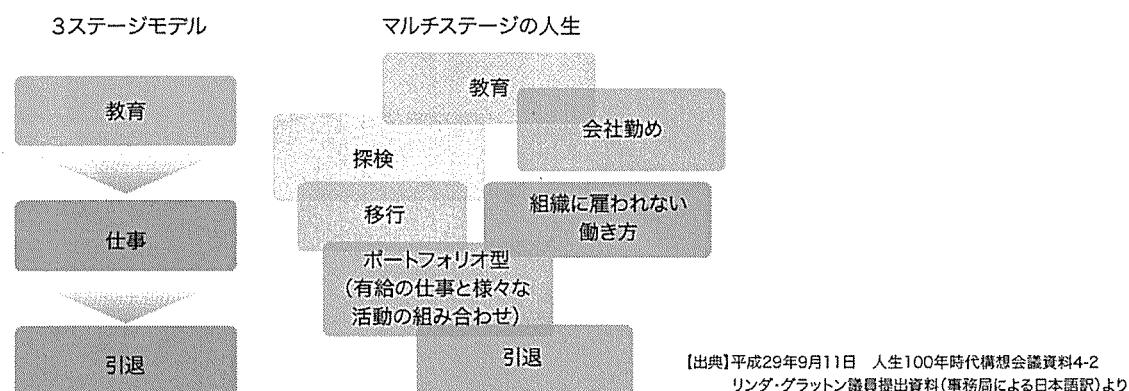
「Society 5.0」とは、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指すもので、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等を伴います。



[内閣府作成]

～人生100年時代の到来～

- ◆医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されております。
- ◆今後、生涯に2つ、3つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられます。



子供達が将来生きる社会は、上記のような激動の時代が予想されています。

こうした激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を發揮し、自らの「可能性」を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができるよう、「チャンス」を最大化していくことが必要です。

これらを共に実現するための改革の推進が、今求められています。

～社会の現状・2030年以降も見据えた課題～

- ◆人口減少の進展(平成20(2008)年をピークに人口減少)
- ◆高齢化の進展
- ◆技術革新(IoT、ビッグデータ、AI等の技術革新)
- ◆グローバル化の進展
- ◆地域間格差(東京圏への人口集中、消滅可能性都市の指摘)
- ◆子供の貧困
- ◆地域コミュニティの弱体化

～2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項～

- ◆第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」を継承
- ◆「人生100年時代」と「Society 5.0」の到来に向け、政府が取組を進める「人づくり革命」と「生産性革命」に教育政策として貢献することが喫緊の課題
- ◆教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組む

～今後の教育政策に関する基本的な方針～

方針1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

方針2 けんいん 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

方針3 生涯学び、活躍できる環境を整える

方針4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

方針5 教育政策推進のための基盤を整備する

本パンフレットを手に取ってくださった方へ

- 中面には第3期教育振興基本計画の「目標」「指標(測定指標、参考指標)」「施策群」が一覧で表示されています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考してください。
- なお、今後の教育政策の遂行に当たって、「特に留意すべき視点」については、裏表紙に記載されていますので、併せてご確認ください。

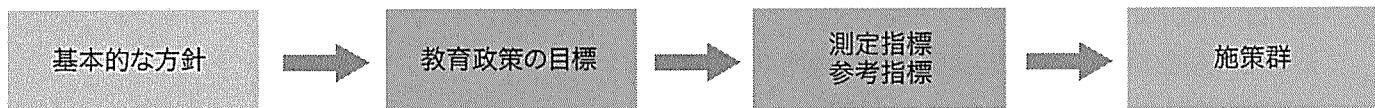
～今後5年間の教育政策の目標と施策群～

5つの基本的な方針の下、実効性のある教育政策を進めるため、①～③を整理した。

①教育政策の目標[目標(1)～(21)]

②目標の進捗状況を把握するための測定指標・参考指標[注]

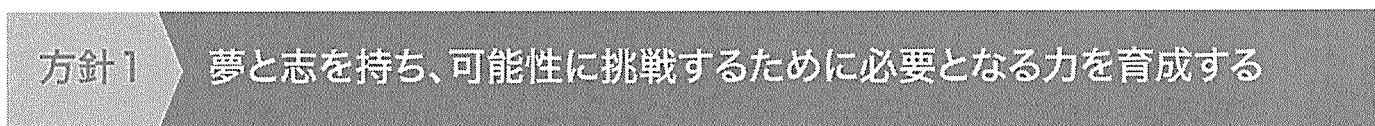
③目標を実現するために必要となる施策群



⇒目標の達成状況を指標で測定しながら、施策の改善・充実を図る

[注]測定指標：現在の水準を踏まえ、改善の方向を明記する指標

参考指標：大きな数値変動の有無を確認すれば足りるものや、今後水準を把握する指標



目標1 確かな学力の育成

指標(例) ●OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持(測定指標)

施策群(例) ●全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
●新学習指導要領の着実な実施等
●高等学校教育改革の推進

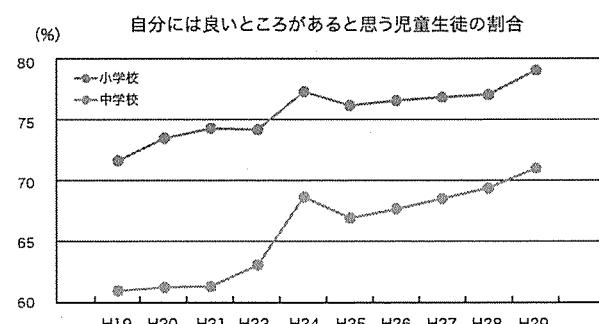
OECD生徒の学習到達度調査(PISA2015)

	2000	2003	2006	2009	2012	2015
科学的リテラシー			3位 /30か国	2位 /34か国	1位 /34か国	1位 /35か国
数学的リテラシー		4位 /30か国	6位 /30か国	4位 /34か国	2位 /34か国	1位 /35か国
読解力	8位 /28か国	12位 /30か国	12位 /30か国	5位 /34か国	1位 /34か国	6位 /35か国

目標2 豊かな心の育成

指標(例) ●自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善(測定指標)

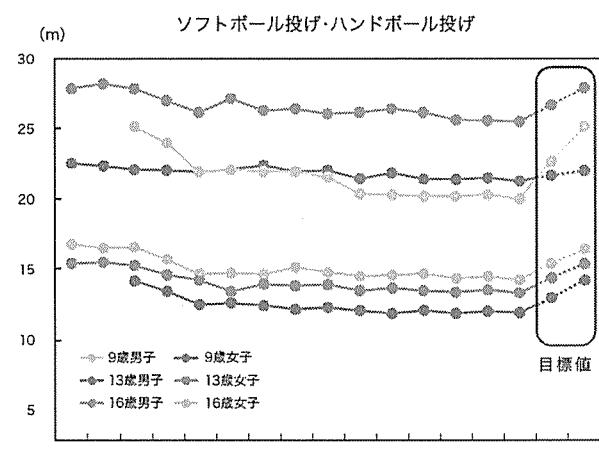
施策群(例) ●子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
●道徳教育の推進



目標3 健やかな体の育成

指標(例) ●子供の体力水準を平成33(2021)年度までに昭和60(1985)年頃の水準まで引き上げる(測定指標)

施策群(例) ●学校保健・学校給食、食育の充実等
●学校や地域における子供のスポーツの機会の充実



目標4 問題発見・解決能力の修得

指標(例) ●学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善(測定指標)

施策群(例) ●高大接続改革の着実な推進
●学生本位の視点に立った教育の実現

目標5 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

指標(例) ●進路について将来の仕事に関する事を意識する高校生の割合(参考指標)

施策群(例) ●キャリア教育・職業教育の推進

●高等教育機関における実践的な職業教育の推進

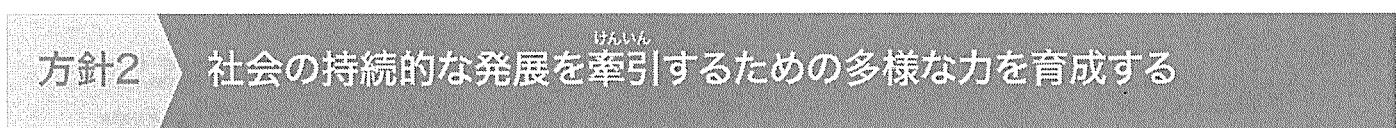
●学校から社会への接続支援

目標6 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

指標(例) ●地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善(測定指標)

施策群(例) ●家庭の教育力の向上

●地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

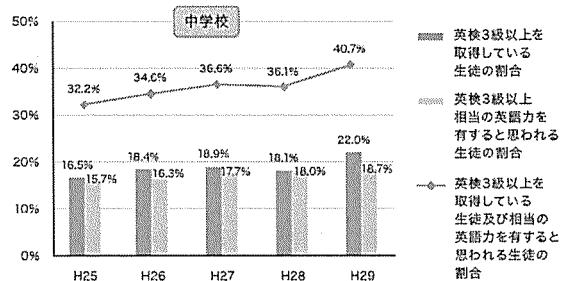


目標7 グローバルに活躍する人材の育成

指標(例) ●英語力について、中学校卒業段階でCEFR*のA1レベル相当以上、高校卒業段階でA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする(測定指標)

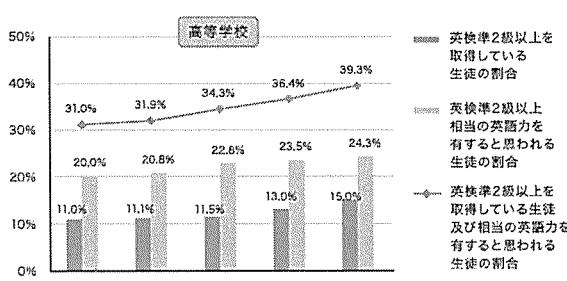
*「ヨーロッパ言語参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国语運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧洲評議会(Council of Europe)が発表した。

中学校第3学年、高等学校第3学年の英語力



施策群(例) ●伝統や文化等に関する教育の推進

●英語をはじめとした外国語教育の強化
●日本人生徒・学生の海外留学支援



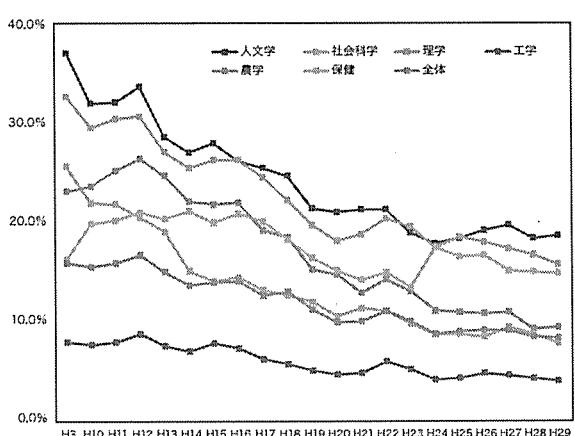
目標8 けんいん イノベーションを牽引する 人材の育成

指標(例) ●修士課程修了者の博士課程への進学率の増加(測定指標)

施策群(例) ●大学院教育改革の推進

●IT・データ活用能力の育成

修士課程修了者の博士課程への進学率の推移(分野別)



目標9 スポーツ・文化等

多様な分野の人材の育成

指標(例) ●トップアスリートがオリンピック・パラリンピックで獲得する金メダル数(参考指標)

施策群(例) ●次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

●芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

*「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的少ないとから省略
出典:学校基本統計(文部科学省)

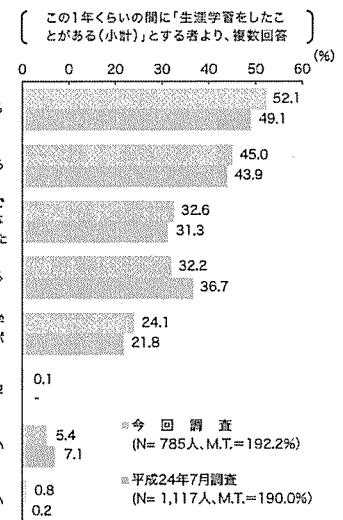
方針3 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標10 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

指標(例) ●これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職等に生かしている者の割合の向上(測定指標)

施策群(例) ●現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
●女性活躍推進のためのリカレント教育の強化
●高齢者等の生涯学習の推進

生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、どのように生かしているか



(資料)「教育・生涯学習に関する世論調査」(内閣府)(平成27年度)

目標11 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

指標(例) ●これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上(測定指標)

施策群(例) ●新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討

※今回調査(N=785人、M.T.=192.2%)
●平成24年7月調査(N=1,117人、M.T.=190.0%)

目標12 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

指標(例) ●大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする(測定指標)

施策群(例) ●教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施
●社会人が働きながら学べる学習環境の整備

目標13 障害者の生涯学習の推進

指標(例) ●学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合(参考指標)

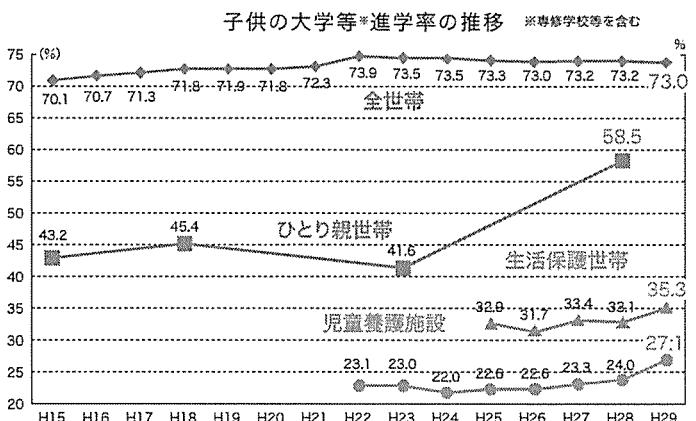
施策群(例) ●学校卒業後における障害者の学びの支援、障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

方針4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標14 家庭の経済状況や地理的条件への対応

指標(例) ●生活保護世帯等の子供の高校、大学進学率の改善(測定指標)

施策群(例) ●教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
●学校における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化



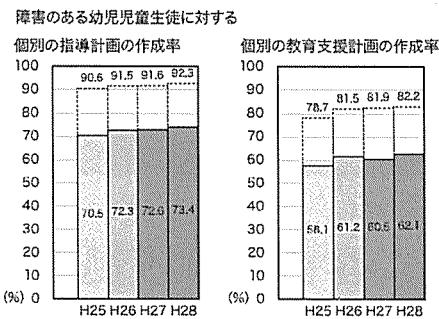
注：1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・振興局保護課調べ
2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
3) ひとり親世帯については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成22年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
4) 全世帯については、文部科学省「学校基本統計」を基に算出

目標15 多様なニーズに対応した教育機会の提供

- 指標(例) ●幼・小・中・高校で、個別の指導計画・教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加(測定指標)

- 施策群(例) ●特別支援教育の推進、不登校児童生徒の教育機会の確保
●夜間中学の設置・充実

(資料)「平成28年度特別支援教育体制整備状況調査」(文部科学省)
※点線箇所は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。



方針5 教育政策推進のための基盤を整備する

目標16 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

- 指標(例) ●小中学校の教師の1週間当たりの学内総勤務時間と1日当たりの事務時間(平均)の短縮(測定指標)

- 施策群(例) ●教職員指導体制・指導環境の整備
●教師の資質能力の向上

職種別	教員の1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない)(平日 時間:分)	
	小学校	中学校
校長	10:11	10:19
副校長・教頭	10:37	10:37
教諭	11:23	11:45
講師	12:12	12:06
養護教諭	10:32	11:00
主幹教諭	11:15	11:32
講師	10:29	11:04
養護教諭	10:54	11:16
主幹教諭・指導教諭	9:38	10:01
養護教諭	10:07	10:18

※平成18年度 年平成28年度

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期の集計結果と比較。平成18年度は、「勤務日」のデータで比較。

※教諭について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。

(主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)

※1日当たりの正規の勤務時間は、平成28年度:7時間45分、平成18年度:8時間

(資料)「教育勤務実態調査(平成28年度、平成18年度)」(文部科学省)

目標17 ICT利活用のための基盤の整備

- 指標(例) ●学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
●普通教室に無線LANの100%整備(以上、測定指標)

- 施策群(例) ●情報活用能力の育成
●各教科等の指導におけるICT活用の促進

目標18 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

- 指標(例) ●公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする(測定指標)

- 施策群(例) ●安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
●学校における教材等の教育環境の充実

目標19 児童生徒等の安全の確保

- 指標(例) ●学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善(測定指標)

- 施策群(例) ●学校安全の推進

目標20 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

- 指標(例) ●大学における外部資金獲得状況(参考指標)

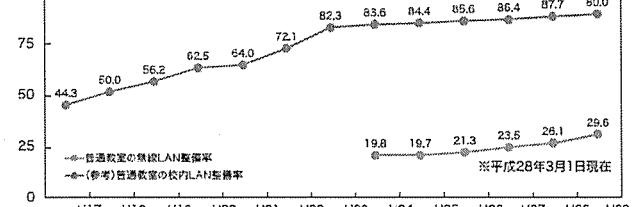
- 施策群(例) ●教育研究の質向上に向けた基盤の確立
●高等教育機関の連携・統合等

目標21 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

- 指標(例) ●海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数(参考指標)

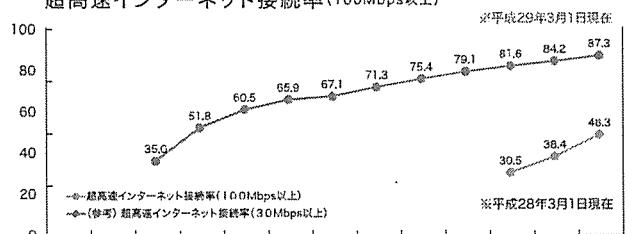
- 施策群(例) ●官民協働による日本型教育の海外展開
●途上国への教育協力

普通教室の無線LAN整備率



※普通教室の無線LAN整備率については、無線LANを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

超高速インターネット接続率(100Mbps以上)



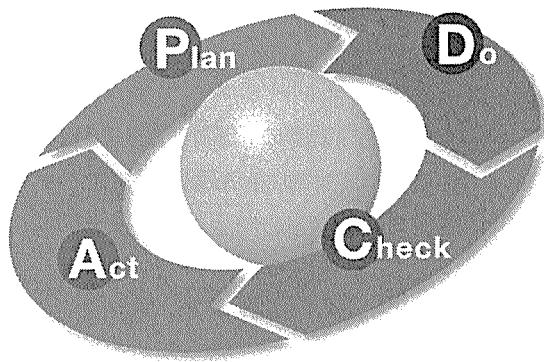
※超高速インターネット接続率(30Mbps以上)については、インターネット接続(30Mbps以上)を整備する学校の総数を、学校の総数で除して算出した値である。

(資料)「平成29年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)

～今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点～

①客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- PDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
- EBPM(Evidence-based Policymaking)【注】の推進体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進
【注】証拠に基づく政策立案という意味

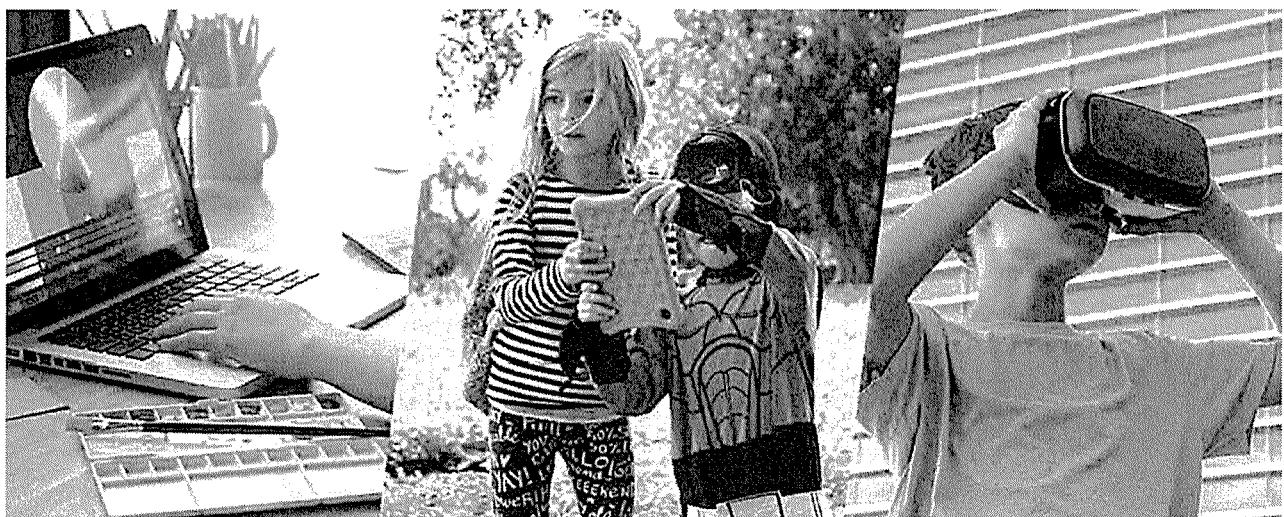


②教育投資の在り方

- 教育費負担を軽減
- 各教育段階における教育の質の向上に必要な教育投資の確保

③新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- 次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- 持続可能な社会教育システムの構築に向けた新たな施策を展開
- 次世代の教育の創造に向けた研究開発・先導的取組の推進



文 部 科 学 省

担当:文部科学省総合教育政策局 政策課
住所:〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省ホームページに、教育振興基本計画に関する情報が掲載されています。ぜひご覧ください。[教育振興基本計画](#)

3 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の 振興方策について（中央教育審議会答申）概要

（平成30年12月）

次頁からの資料をごらんください。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

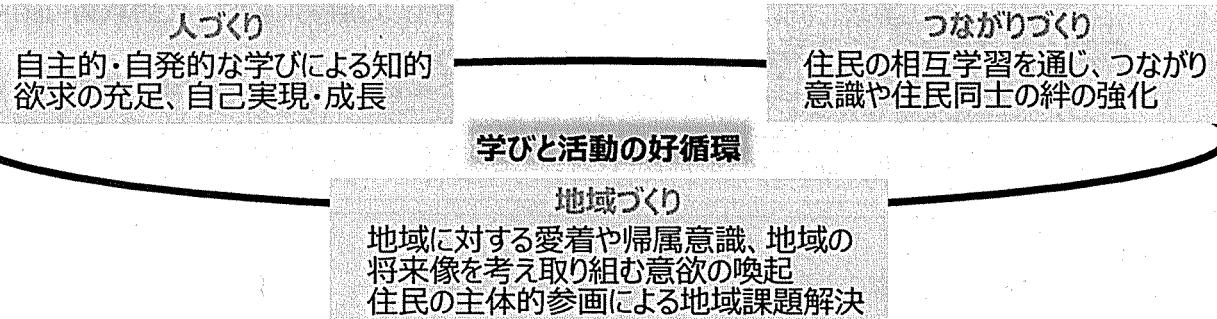
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向かう取組 等
→持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域重官に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
→誰もが生涯ひとり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向かう取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

<「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るために、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第2部 今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効率的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聞くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

4 生涯学習に関する世論調査（平成30年7月）

次頁からの資料をごらんください。

「生涯学習に関する世論調査」の概要

平成 30 年 8 月
内閣府政府広報室

調査対象	全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人 有効回収数 1,710 人 (回収率 57.0%)
調査期間	平成 30 年 6 月 28 日 ~ 7 月 8 日 (調査員による個別面接聴取)
調査目的	生涯学習に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	1 生涯学習の状況などについて 2 大学などにおける社会人の学習に関する考え方について 3 地域や社会での活動に対する考え方について
調査実績	「生涯教育に関する世論調査」昭和 54 年 2 月 (5,000 人、15 歳以上) 「生涯学習に関する世論調査」 昭和 63 年 9 月 (5,000 人、20 歳以上)、平成 4 年 2 月 (3,000 人、20 歳以上)、 11 年 12 月 (5,000 人、20 歳以上)、17 年 5 月 (5,000 人、15 歳以上)、 20 年 5 月 (3,000 人、20 歳以上)、24 年 7 月 (3,000 人、20 歳以上) 「教育・生涯学習に関する世論調査」平成 27 年 12 月 (3,000 人、20 歳以上)

(平成 18 年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。)

1 生涯学習の状況などについて

(1) この1年間の学習の形式

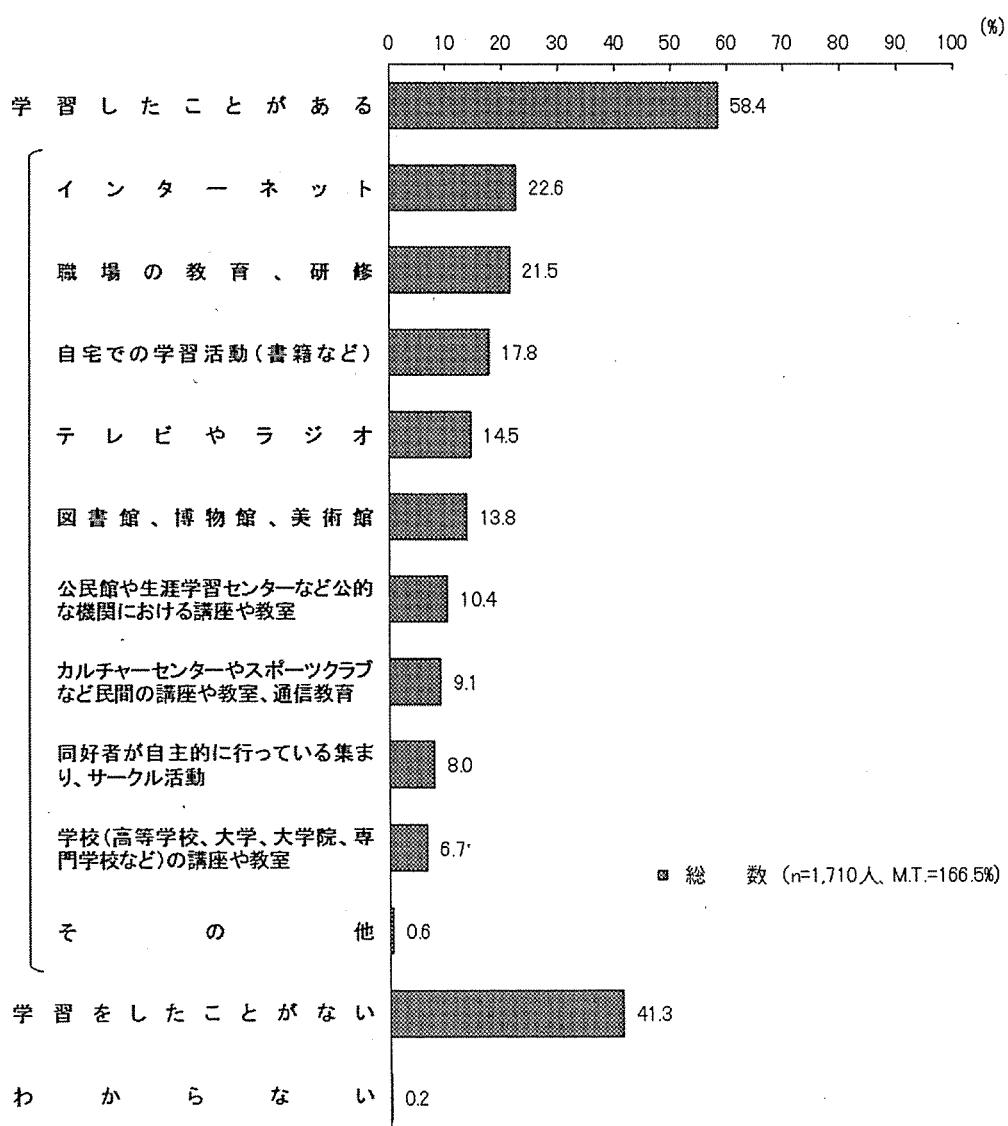
問1 あなたは、この1年間くらいの間に、どのような場所や形態で学習をしたことがありますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)

平成30年7月

・学習したことがある(小計)	58.4%
・インターネット	22.6%
・職場の教育、研修	21.5%
・自宅での学習活動(書籍など)	17.8%
・テレビやラジオ	14.5%
・図書館、博物館、美術館	13.8%
・学習をしたことがない	41.3%

(複数回答)



ア 学習をした理由

更問1 (問1で「学習したことがある(小計)」と答えた方(999人)に)

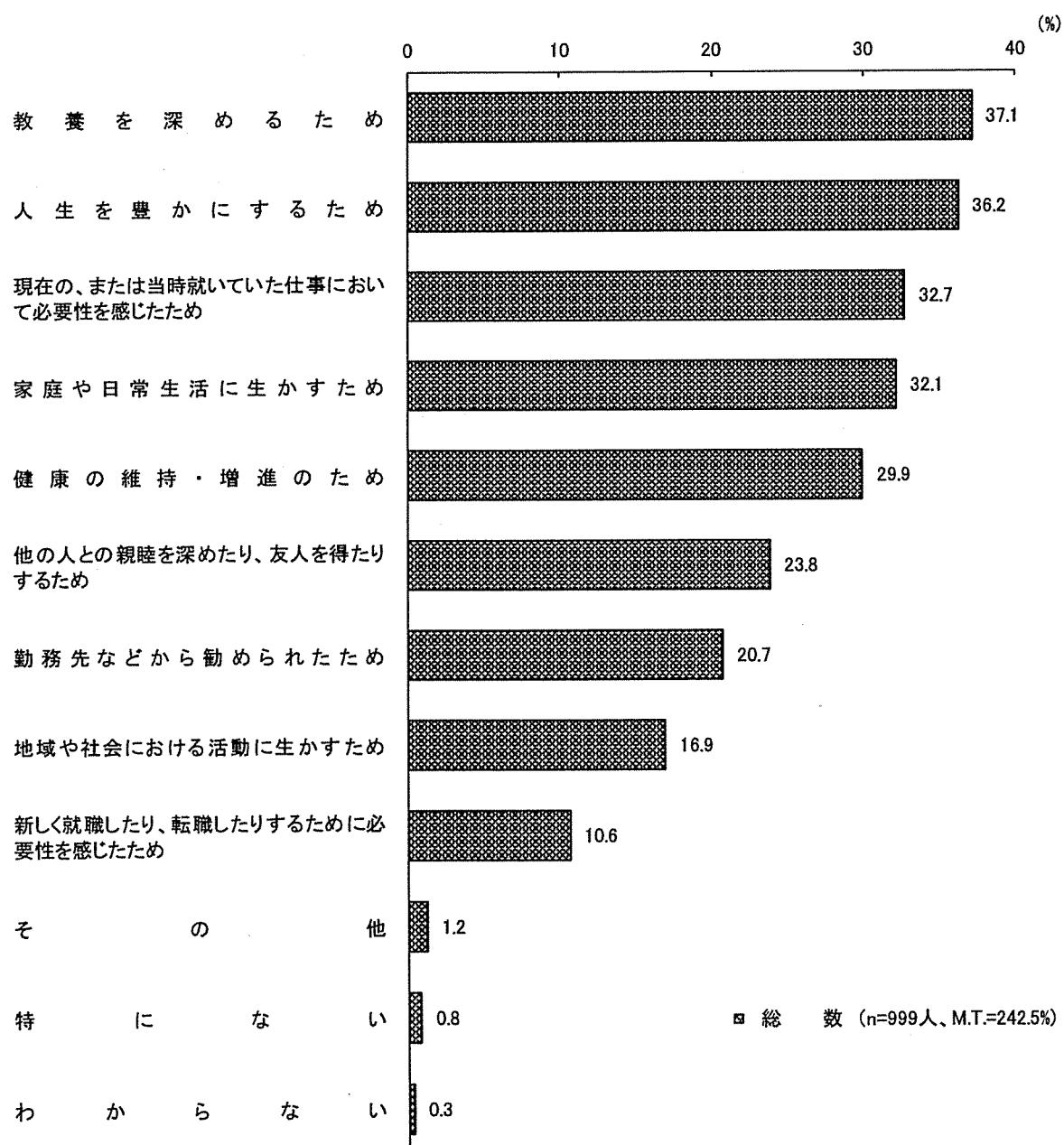
学習した理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)

平成30年7月

- ・教養を深めるため 37.1%
- ・人生を豊かにするため 36.2%
- ・現在の、または当時就いていた仕事において必要性を感じたため 32.7%
- ・家庭や日常生活に生かすため 32.1%
- ・健康の維持・増進のため 29.9%

(この1年間くらいの間に「学習したことがある(小計)」とする者に、複数回答)



イ 学習成果の活用状況

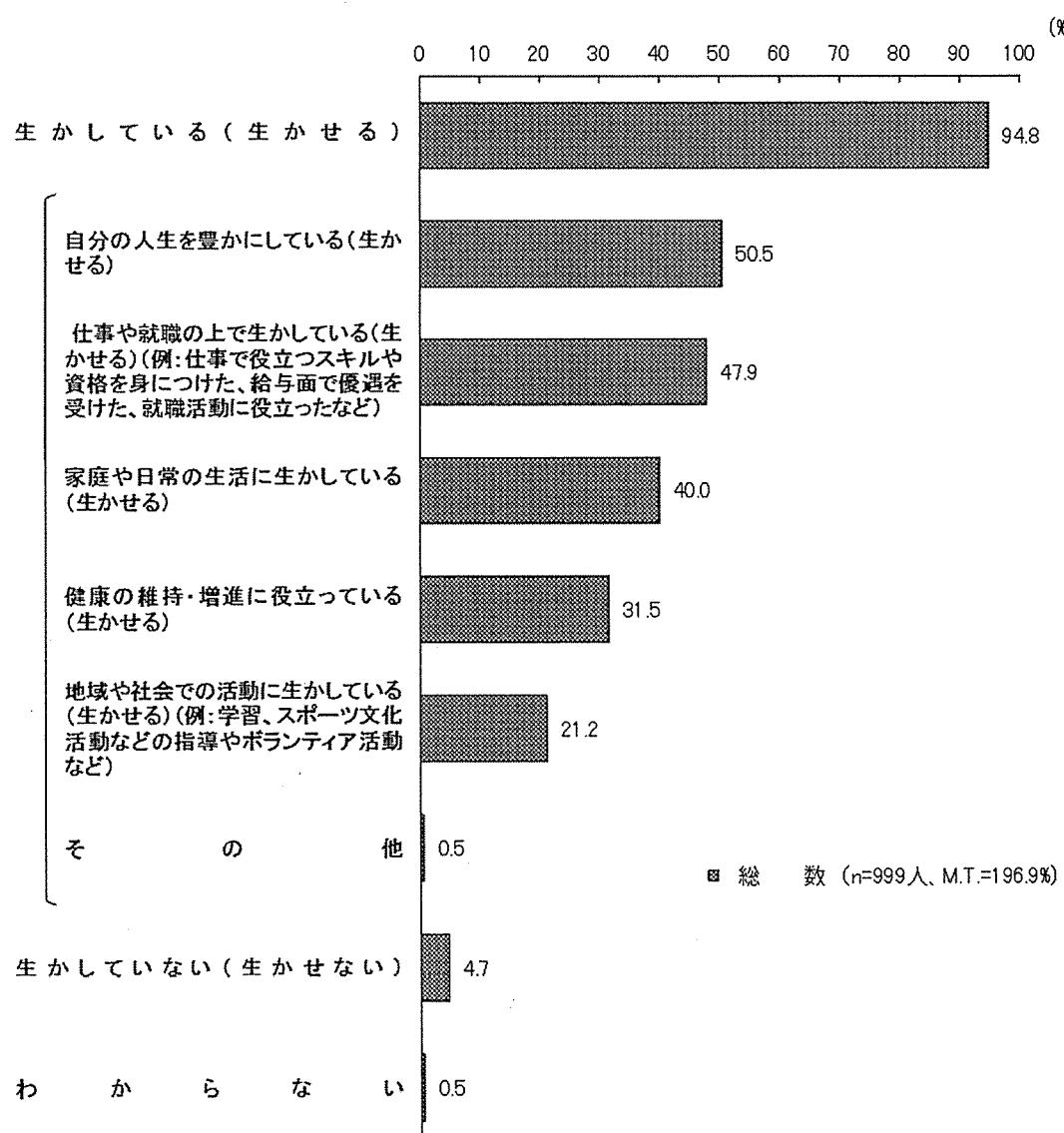
更問2（問1で「学習したことがある（小計）」と答えた方（999人）に）

学習した成果をどのように生かしていますか。あるいは生かせるとと思いますか。
この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位4項目）
平成30年7月

・生かしている（生かせる）（小計）	<u>94.8%</u>
・自分の人生を豊かにしている（生かせる）	50.5%
・仕事や就職の上で生かしている（生かせる）	47.9%
・家庭や日常の生活に生かしている（生かせる）	40.0%
・健康の維持・増進に役立っている（生かせる）	31.5%
・生かしていない（生かせない）	<u>4.7%</u>

（この1年間くらいの間に「学習したことがある（小計）」とする者に、複数回答）



ウ 学習をしない理由

更問3 (問1で「学習をしたことがない」と答えた方(707人)に)

学習したことがない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

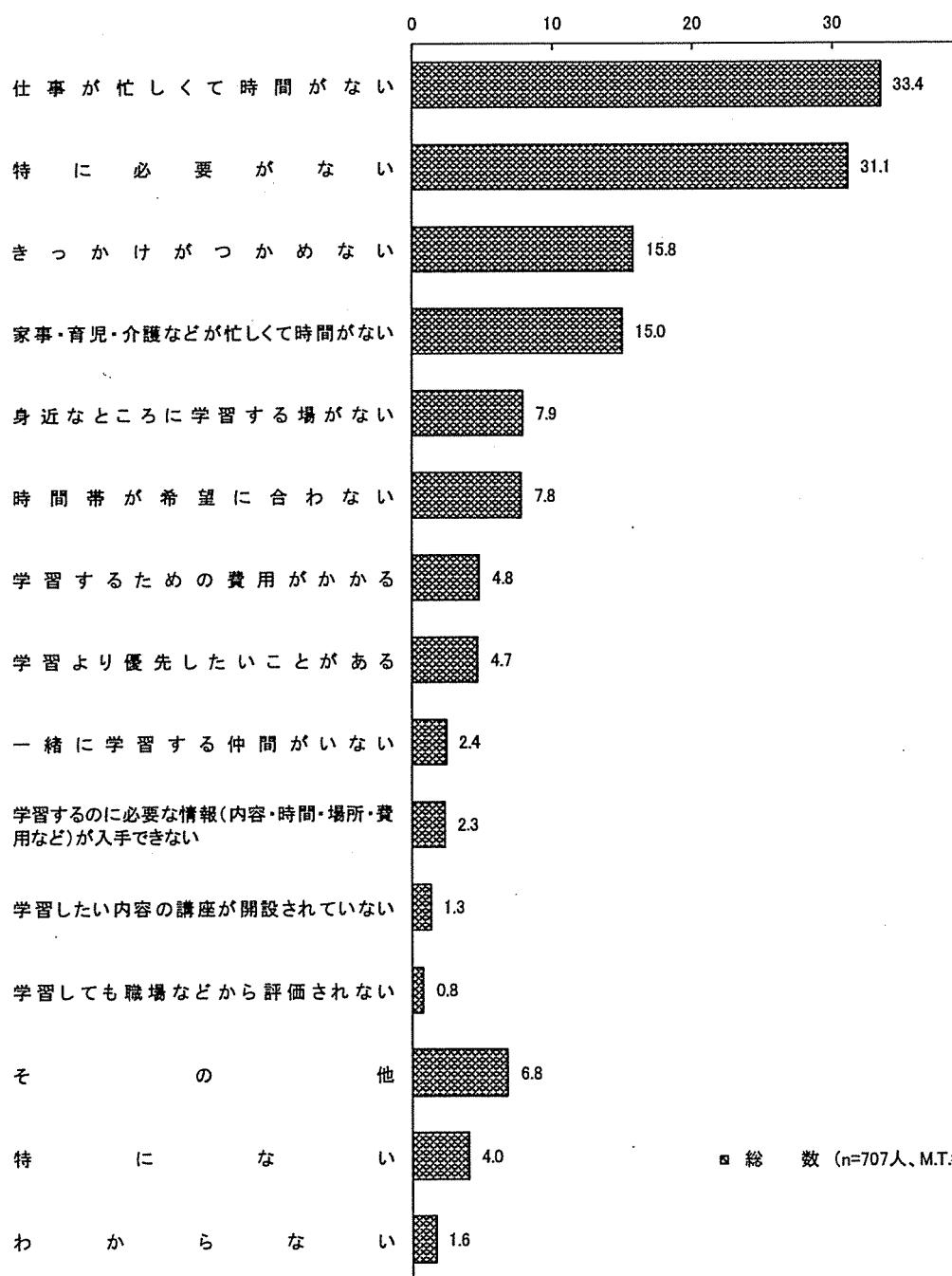
(上位2項目)

平成30年7月

- ・仕事が忙しくて時間がない
- ・特に必要がない

(この1年間くらいの間に「学習をしたことがない」と答えた者に、複数回答)

(%)



■ 総 数 (n=707人、M.T.=139.6%)

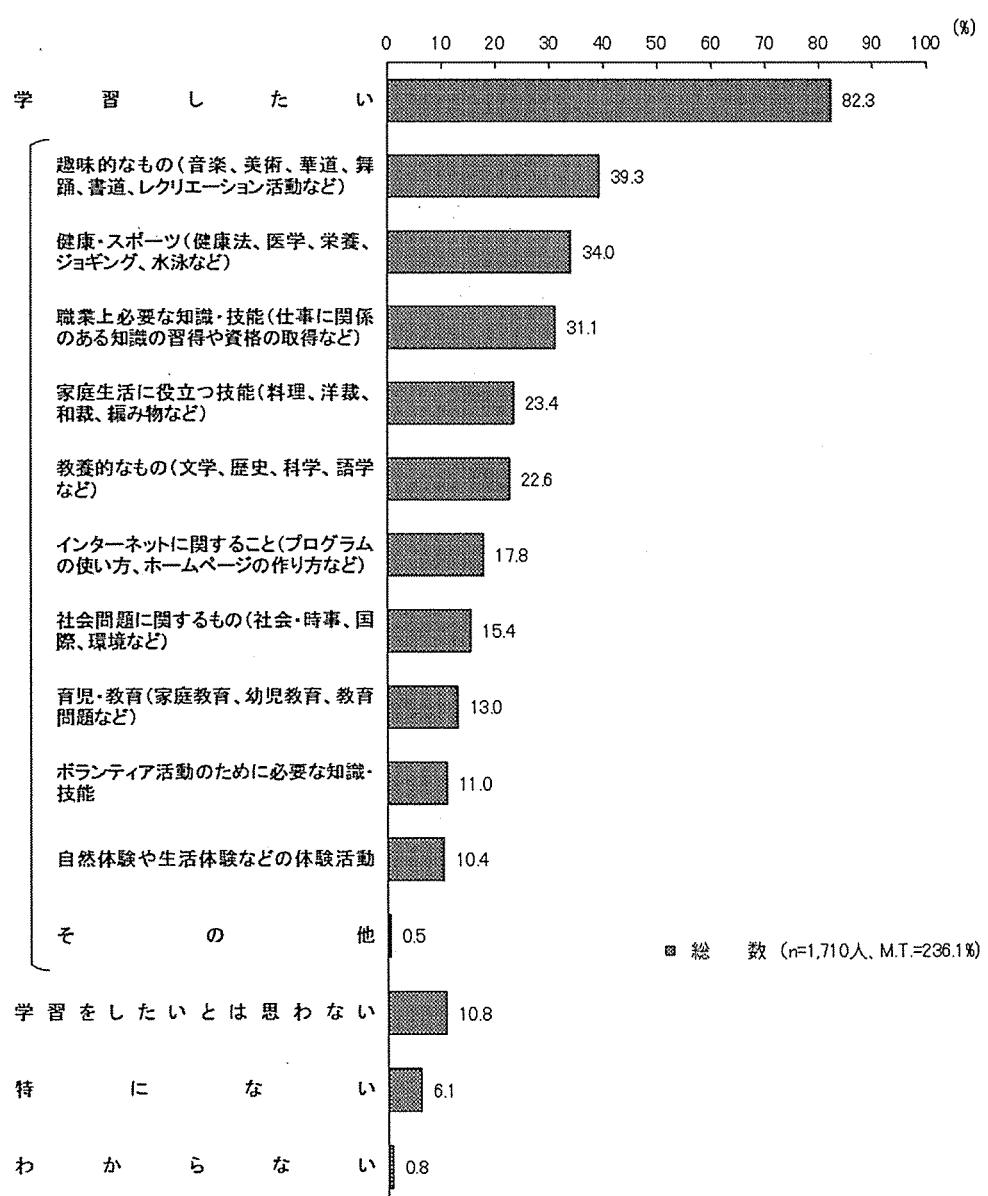
(2) 今後学習したい内容

問2 これから学習するとすればどのようなことを学習したいですか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)
平成30年7月

<u>・学習したい(小計)</u>	<u>82.3%</u>
・趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）	39.3%
・健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）	34.0%
・職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）	31.1%
・家庭生活に役立つ技能（料理、洋裁、和裁、編み物など）	23.4%
・教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）	22.6%
<u>・学習をしたいとは思わない</u>	<u>10.8%</u>

(複数回答)



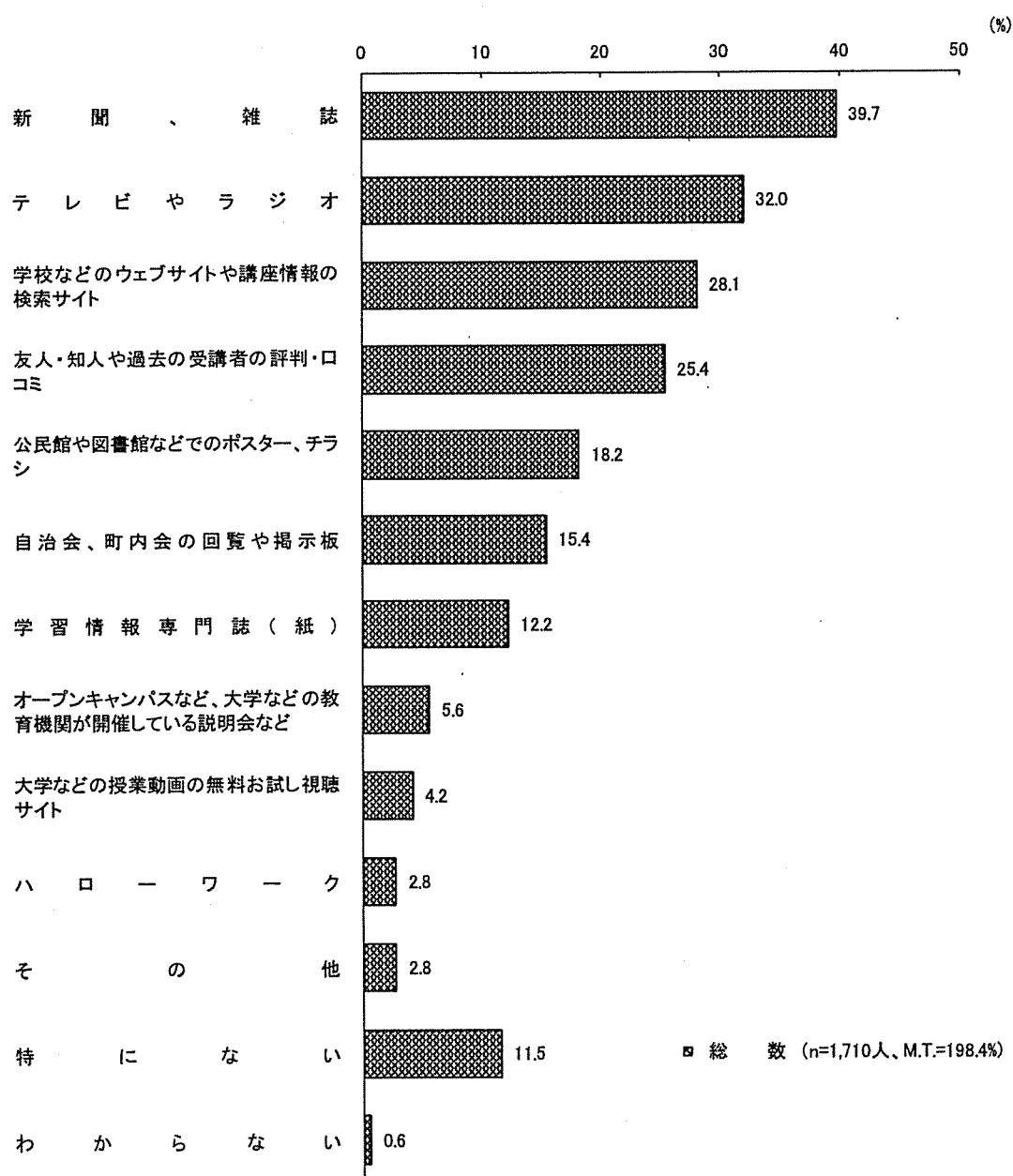
(3) 今後の情報収集の方法

問3 これから学習するとすれば、どこから情報収集を行いますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)
平成30年7月

- ・新聞、雑誌 39.7%
- ・テレビやラジオ 32.0%
- ・学校などのウェブサイトや講座情報の検索サイト 28.1%
- ・友人・知人や過去の受講者の評判・口コミ 25.4%
- ・特にない 11.5%

(複数回答)



2 大学などにおける社会人の学習に関する考え方について

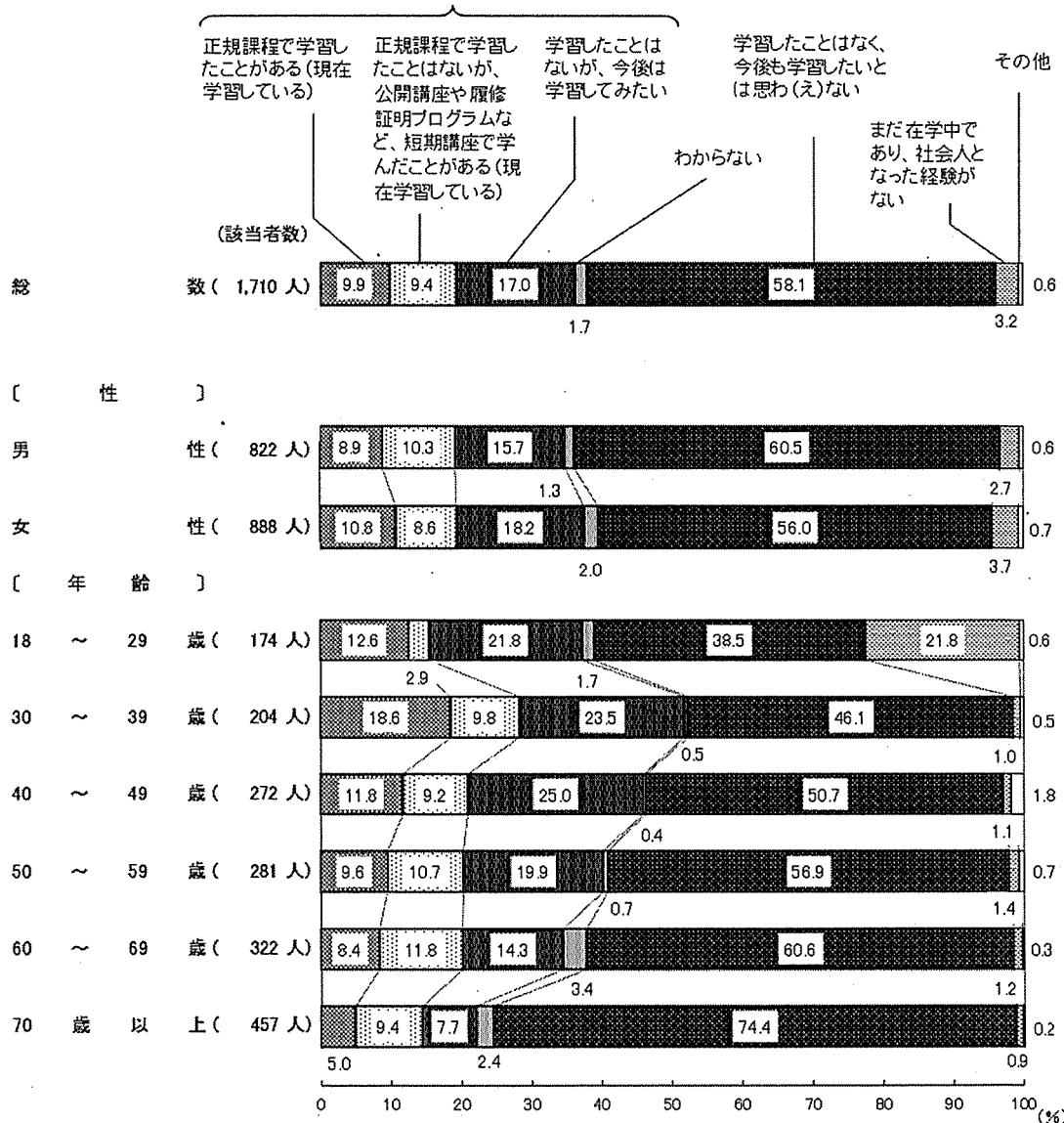
(1) 大学などにおける学習歴

問4 あなたは、学校を出て一度社会人となった後に、大学、大学院、短大、専門学校などの学校において学習したことがありますか。この中から1つだけお答えください。なお、社会人には主婦（夫）や無職の方も含みます。また、正規の課程に限らず短期プログラムや公開講座など、学習の形態は問いません。

平成30年7月

- | | |
|---|--------------|
| ・学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計） | <u>36.3%</u> |
| ・正規課程で学習したことがある（現在学習している） | 9.9% |
| ・正規課程で学習したことはないが、公開講座や履修証明プログラムなど、短期講座で学んだことがある（現在学習している） | 9.4% |
| ・学習したことはないが、今後は学習してみたい | 17.0% |
| <u>・学習したことはなく、今後も学習したいとは思わない（え）ない</u> | <u>58.1%</u> |
| ・まだ在学中であり、社会人となった経験がない | 3.2% |

学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計） 36.3



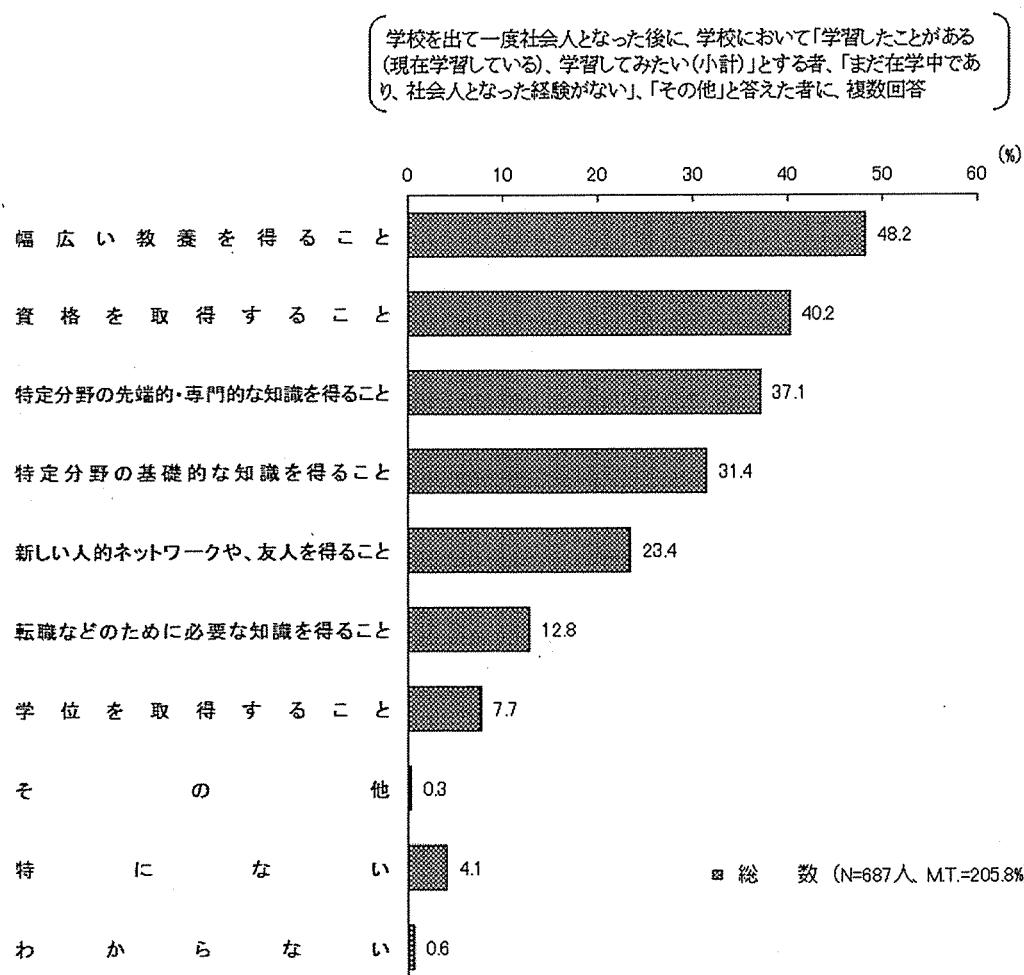
ア 大学などでの学習に期待する成果

更問1 (問4で「学習したことがある(現在学習している)、学習してみたい(小計)」、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた方(687人)に)

これから社会人として大学などで学ぶとすれば、どのような成果を期待しますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)
平成30年7月

- ・幅広い教養を得ること 48.2%
- ・資格を取得すること 40.2%
- ・特定分野の先端的・専門的な知識を得ること 37.1%
- ・特定分野の基礎的な知識を得ること 31.4%



イ 適当な学習量

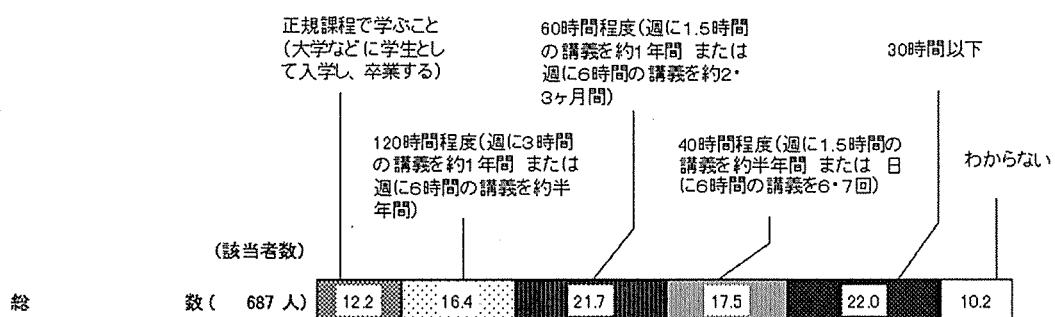
更問2 (問4で「学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計）」、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた方（687人）に)

これから社会人として大学などで学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いま
すか。この中から1つだけお答えください。

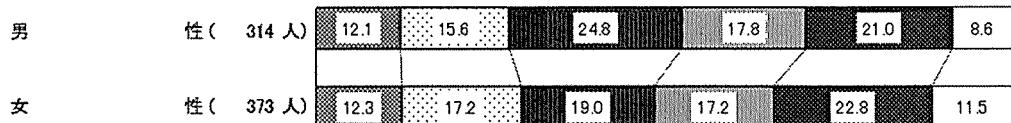
平成30年7月

- ・正規課程で学ぶこと（大学などに学生として入学し、卒業する） 12.2%
- ・120時間程度（週に3時間の講義を約1年間 又は 週に6時間の講義を約半年間） 16.4%
- ・60時間程度（週に1.5時間の講義を約1年間 又は 週に6時間の講義を約2・3ヶ月間） 21.7%
- ・40時間程度（週に1.5時間の講義を約半年間 又は 日に6時間の講義を6・7回） 17.5%
- ・30時間以下 22.0%
- ・わからない 10.2%

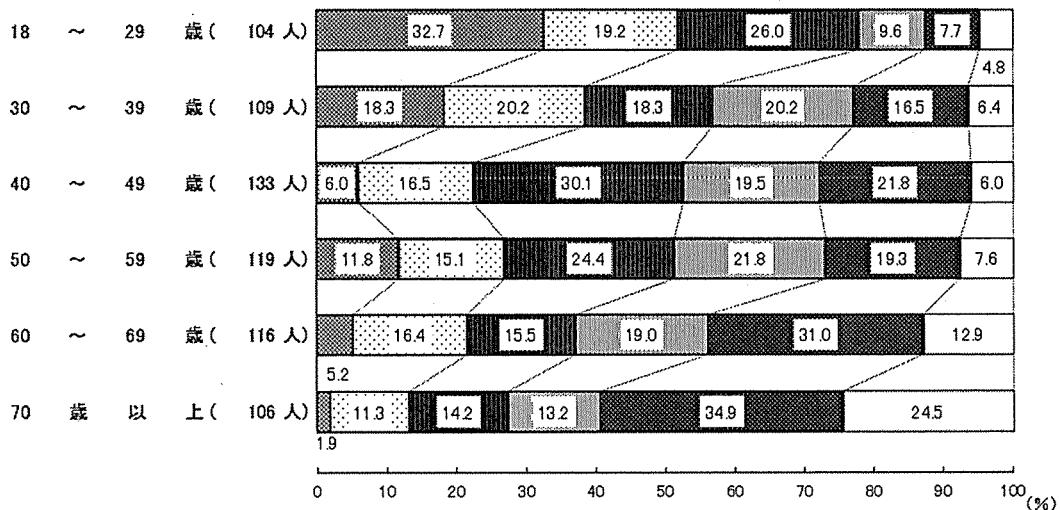
学校を出て一度社会人となった後に、学校において「学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計）」とする者、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた者に



〔 性 〕



〔 年 齢 〕



ウ 講座の提供場所

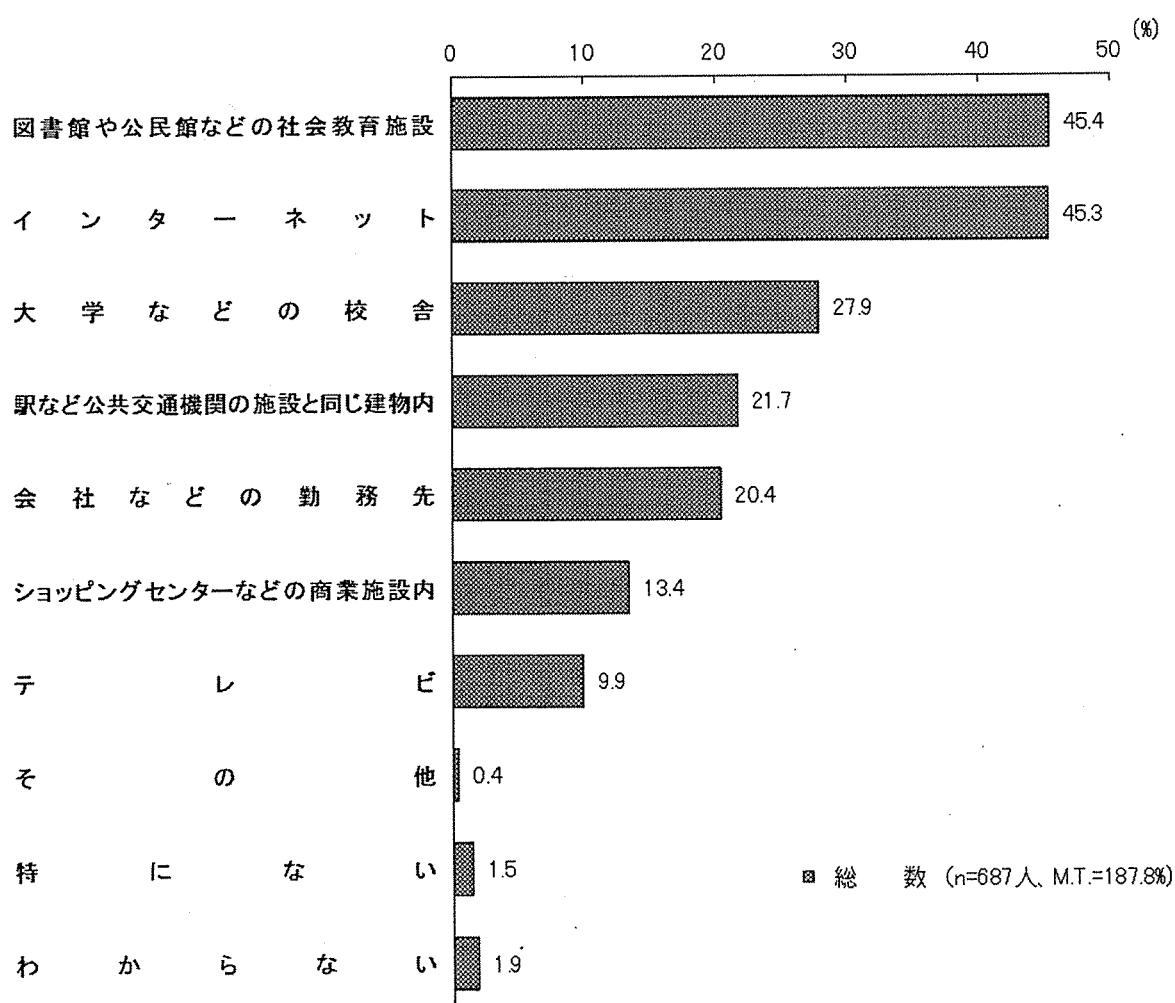
更問3（問4で「学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計）」、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた方（687人）に）
これから社会人として大学などで学ぶとすれば、どこで講座が開講されると学習しやすいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位5項目）

平成30年7月

- ・図書館や公民館などの社会教育施設 45.4%
- ・インターネット 45.3%
- ・大学などの校舎 27.9%
- ・駅など公共交通機関の施設と同じ建物内 21.7%
- ・会社などの勤務先 20.4%

学校を出て一度社会人となった後に、学校において「学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計）」とする者、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた者に、複数回答



Ⅱ 重視する情報

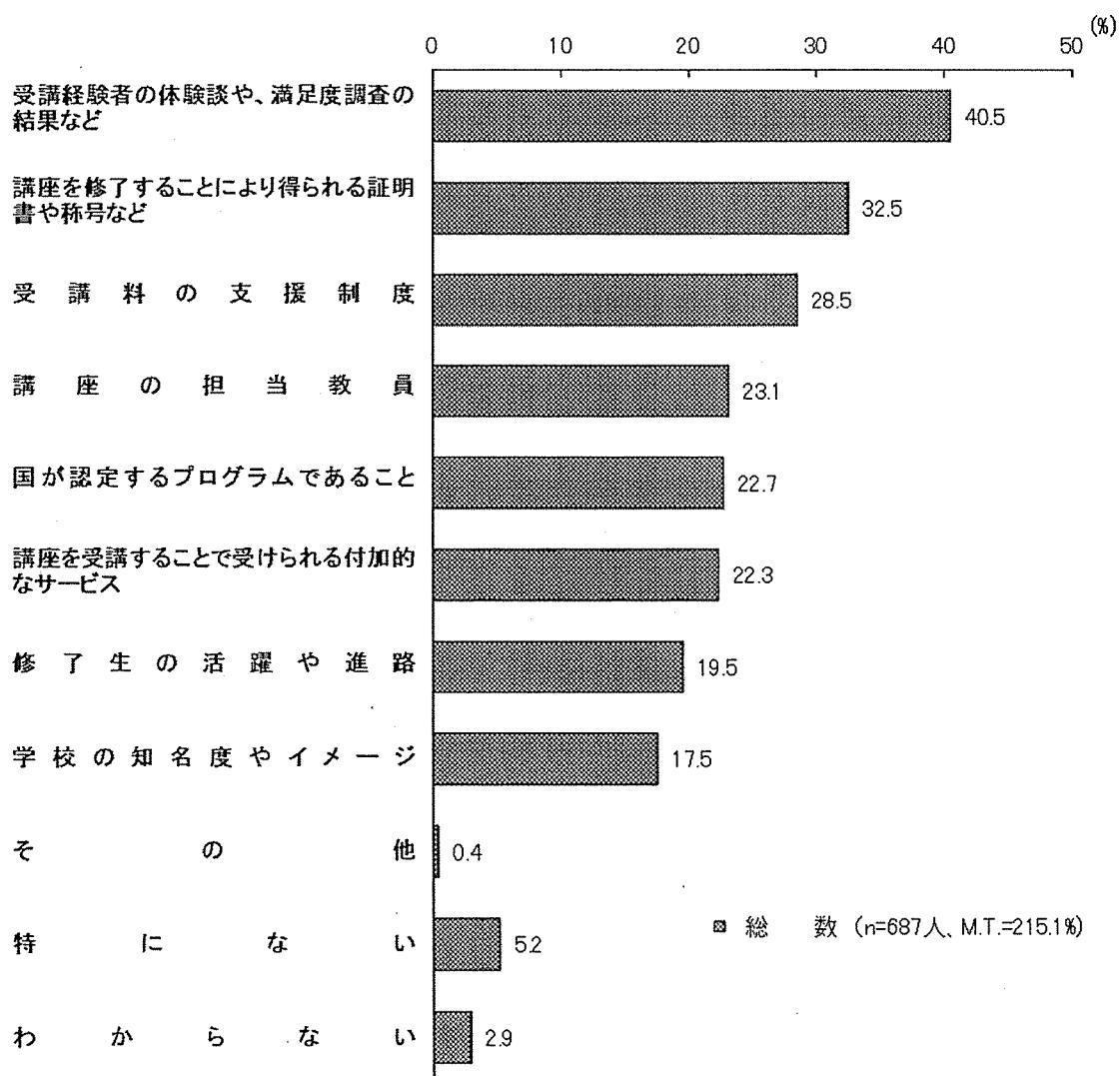
更問4 (問4で「学習したことがある(現在学習している)、学習してみたい(小計)」、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた方(687人)に)
これから学ぼうとする大学などの情報収集を行う際、どのような情報を重視しますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

平成30年7月

- ・受講経験者の体験談や、満足度調査の結果など 40.5%
- ・講座を修了することにより得られる証明書や称号など 32.5%
- ・受講料の支援制度 28.5%

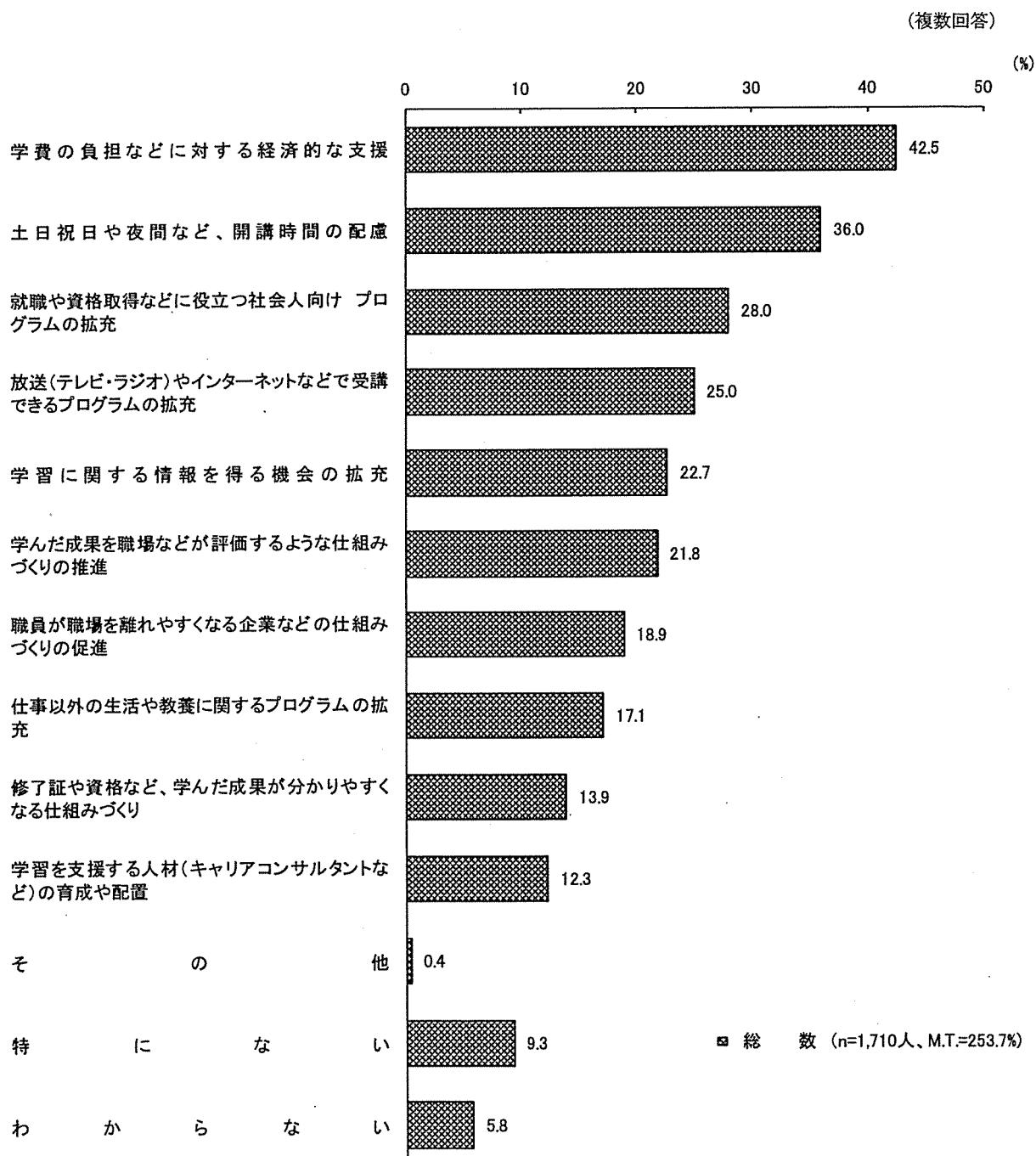
学校を出て一度社会人となった後に、学校において「学習したことがある(現在学習している)、学習してみたい(小計)」とする者、「まだ在学中であり、社会人となった経験がない」、「その他」と答えた者に、複数回答



(2) 大学などでの学習の推進方法

問5 社会人が大学などで学習しやすくするためには、どのような取組が必要だと思いますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

・学費の負担などに対する経済的な支援	(上位2項目) 平成30年7月 42.5%
・土日祝日や夜間など、開講時間の配慮	36.0%



3 地域や社会での活動に対する考え方について

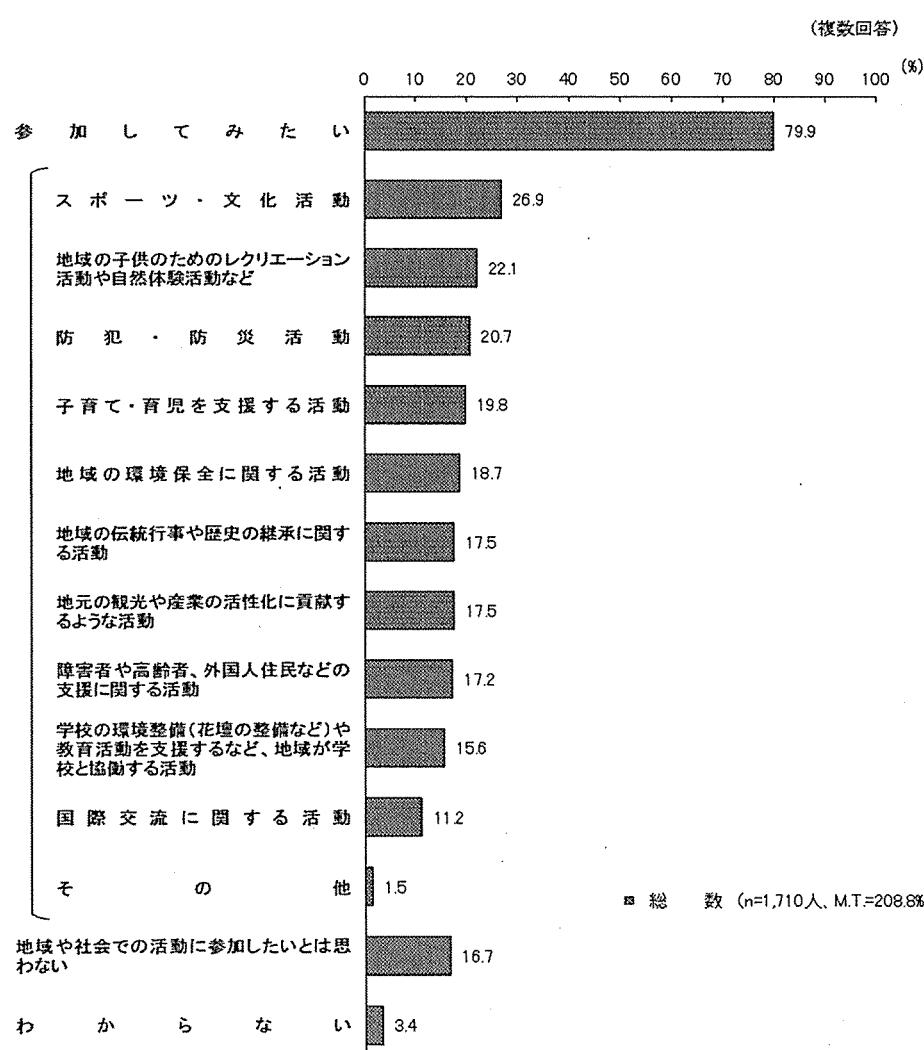
(1) 地域社会での活動への参加意欲

問6 あなたは、地域や社会でどのような活動に参加してみたいと思いますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位9項目)

平成30年7月

・ 参加してみたい(小計)	<u>79.9%</u>
・ スポーツ・文化活動	26.9%
・ 地域の子供のためのレクリエーション活動や自然体験活動など	22.1%
・ 防犯・防災活動	20.7%
・ 子育て・育児を支援する活動	19.8%
・ 地域の環境保全に関する活動	18.7%
・ 地域の伝統行事や歴史の継承に関する活動	17.5%
・ 地元の観光や産業の活性化に貢献するような活動	17.5%
・ 障害者や高齢者、外国人住民などの支援に関する活動	17.2%
・ 学校の環境整備(花壇の整備など)や教育活動を支援するなど、 地域が学校と協働する活動	15.6%
・ 地域や社会での活動に参加したいとは思わない	<u>16.7%</u>



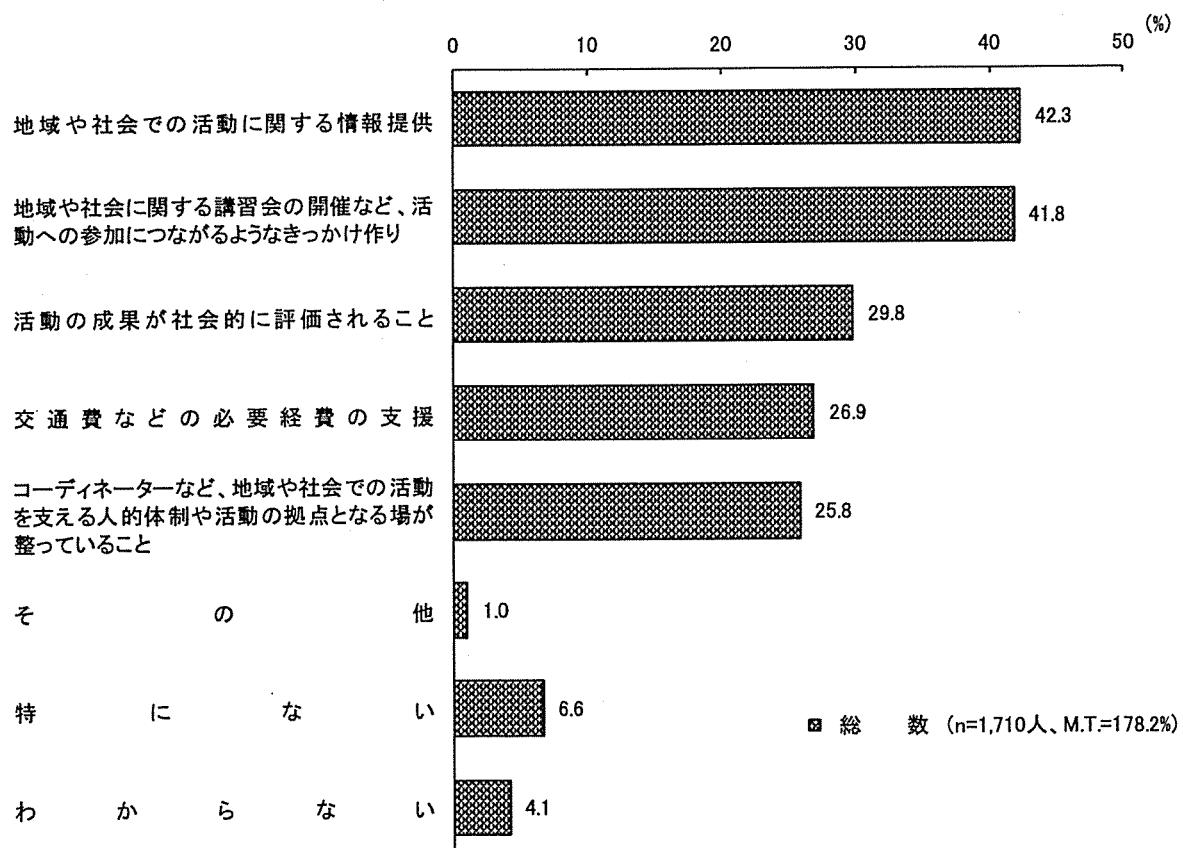
(2) 地域社会での活動への参加を促す方策

問7 多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位2項目)
平成30年7月

- ・地域や社会での活動に関する情報提供 42.3%
- ・地域や社会に関する講習会の開催など、活動への参加につながるようなきっかけ作り 41.8%

(複数回答)



5 平成30年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料

次頁からの資料をごらんください。

生涯学習振興計画の策定状況の推移

回答		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
都道府県	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している(教育全般に関する計画等とは別に策定している)	21	19	18	18	18	18
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	23	25	25	27	27	27
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	3	3	3	2	2	2
政令指定都市	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している(教育全般に関する計画等とは別に策定している)	14	14	13	13	13	13
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	5	5	6	6	6	6
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	1	1	1	1	1	1
市町村	生涯学習に資する計画等を、単独で策定している(教育全般に関する計画等とは別に策定している)	750	767	762	801	763	743
	生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	597	646	685	690	726	785
	生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)	375	308	274	230	232	193

※平成25年度～平成30年度の「生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」より集計

◆資料4◆ 生涯学習振興計画等の策定状況

(2) 市区町村(政令指定都市を除く)の策定状況

○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している(教育全般に関する計画等とは別に策定している)

●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中に生涯学習について規定している

×:生涯学習に資する計画等を策定していない(教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)

都道府県名	○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している	●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中に生涯学習について規定している	×	計 (政令指 定都市を 除く)
1 北海道 148	夕張市 岩見沢市 美唄市 芦別市 赤平市 三笠市 歌志内市 深川市 南幌町 上砂川町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 江別市 千歳市 恵庭市 当別町 新篠津村 小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 共和町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 室蘭市 苦小牧市 登別市 豊浦町 壮瞥町 白老町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 新冠町 浦河町 えりも町 新ひだか町 函館市 松前町 福島町 知内町 七飯町 森町 長万部町 乙部町 奥尻町 今金町 旭川市 士別市 名寄市 富良野市 鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 帆加内町 増毛町 小平町 苦前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 稚内市 猿払村 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻富士町 帆延町 北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 雄武町 大空町 音更町 士幌町 上士幌町 広尾町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 樺茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 根室市 別海町 中標津町 羅臼町	26 滝川市 砂川市 沼田町 北広島市 石狩市 神恵内村 伊達市 厚真町 平取町 北斗市 木古内町 鹿部町 八雲町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 せたな町 東神楽町 東川町 留萌市 浜頓別町 利尻町 小清水町 西興部村 帯広市 池田町	4	178

都道府県名		○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している				●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (政令指定都市を除く)	
2	青森県	16	平内町 鰐ヶ沢町 鶴田町 藤崎町 おいらせ町 階上町	蓬田村 深浦町 黒石市 十和田市 五戸町	五所川原市 板柳町 西目屋村 六ヶ所村 田子町	21	青森市 つがる市 大鰐町 七戸町 東北町 東通村 三戸町	今別町 弘前市 三沢市 六戸町 むつ市 佐井村 南部町	外ヶ浜町 平川市 野辺地町 横浜町 大間町 八戸市 新郷村	3	40
3	岩手県	14	葛巻町 花巻市 岩泉町 普代村 一戸町	八幡平市 岩手町 釜石市 田野畑村 軽米町	滝沢市 奥州市 山田町 久慈市	15	紫波町 西和賀町 大船渡市 二戸市 矢巾町	遠野市 一関市 大槌町 九戸村 住田町	北上市 金ヶ崎町 宮古市 盛岡市 洋野町	4	33
4	宮城県	14	丸森町 岩沼市 大崎市 涌谷町 石巻市	塩竈市 七ヶ浜町 加美町 栗原市 女川町	名取市 大和町 色麻町 登米市	20	白石市 七ヶ宿町 村田町 亘理町 利府町 美里町 大衡村	角田市 蔵王町 柴田町 山元町 大郷町 東松島市 南三陸町	多賀城市 大河原町 川崎町 松島町 富谷市 気仙沼市	0	34
5	秋田県	21	秋田市 大館市 鹿角市 大仙市 仙北市 三種町 美郷町	能代市 男鹿市 由利本荘市 北秋田市 上小阿仁村 八峰町 羽後町	横手市 湯沢市 潟上市 にかほ市 藤里町 五城目町 東成瀬村	3	大潟村	八郎潟町	井川町	1	25
6	山形県	16	上山市 村山市 鮎川村 川西町 酒田市 遊佐町	天童市 東根市 米沢市 小国町 庄内町	西川町 真室川町 高畠町 白鷹町 三川町	11	山形市 寒河江市 大江町 南陽市	山辺町 河北町 新庄市 長井市	中山町 朝日町 戸沢村	8	35
7	福島県	27	福島市 本宮市 浅川町 西郷村 棚倉町 猪苗代町 会津美里町 柳津町 檜葉町	桑折町 須賀川市 小野町 矢吹町 会津若松市 北塩原村 西会津町 浪江町 広野町	川俣町 鏡石町 白河市 泉崎村 磐梯町 会津坂下町 金山町 川内村 いわき市	24	二本松市 大玉村 石川町 中島村 飯川村 三島町 檜枝岐村 新地町	伊達市 郡山市 平田村 塙町 喜多方市 南会津町 相馬市 大熊町	国見町 天栄村 三春町 矢祭町 湯川村 只見町 南相馬市 葛尾村	8	59
8	茨城県	14	水戸市 高萩市 行方市 つくば市 筑西市	大洗町 北茨城市 鉾田市 阿見町 かすみがうら市	城里町 神栖市 土浦市 結城市	18	笠間市 東海村 潮来市 守谷市 美浦村 坂東市	常陸大宮市 大子町 石岡市 稻敷市 河内町 常総市	茨城町 常陸太田市 取手市 つくばみらい市 古河市 境町	12	44
9	栃木県	21	上三川町 真岡市 野木町 下野市 那須烏山市 那珂川町 那須塩原市	鹿沼市 茂木町 小山市 矢板市 塩谷町 大田原市 佐野市	日光市 壬生町 栃木市 さくら市 高根沢町 那須町 足利市	4	宇都宮市 芳賀町	益子町	市貝町	0	25

都道府県名	○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している					●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (政令指定都市を除く)
10 群馬県	8	沼田市 富岡市 千代田町	渋川市 みどり市 大泉町	藤岡市 中之条町		21 前橋市 伊勢崎市 榛東村 神流町 嬬恋村 東吾妻町 みなかみ町	高崎市 安中市 吉岡町 下仁田町 草津町 片品村 玉村町	桐生市 館林市 上野村 南牧村 高山村 昭和村 明和町	6	35
11 埼玉県	30	川越市 加須市 狭山市 草加市 入間市 新座市 北本市 伊奈町 川島町 小鹿野町	東松山市 本庄市 羽生市 蕨市 朝霞市 桶川市 富士見市 嵐山町 ときがわ町 神川町	所沢市 春日部市 上尾市 戸田市 志木市 久喜市 ふじみ野市 小川町 八潮市 松伏町		30 川口市 秩父市 和光市 鶴ヶ島市 三芳町 滑川町 皆野町 宮代町 鴻巣市 上里町	行田市 深谷市 蓮田市 日高市 毛呂山町 吉見町 東秩父村 杉戸町 吉川市 長瀬町	飯能市 越谷市 幸手市 白岡市 越生町 横瀬町 美里町 熊谷市 三郷市 寄居町	2	62
12 千葉県	25	市川市 浦安市 柏市 鎌ヶ谷市 旭市 香取市 茂原市 長生村 市原市	船橋市 松戸市 流山市 銚子市 四街道市 酒々井町 山武市 長柄町	八千代市 野田市 我孫子市 成田市 八街市 神崎町 大網白里市 木更津市		28 船橋市 佐倉市 白井市 栄町 東金市 九十九里町 一宮町 長南町 館山市 富津市 鋸南町	印西市 匝瑳市 多古町 東庄町 勝浦市 芝山町 睦沢町 大多喜町 鴨川市 袖ヶ浦市	印西市 匝瑳市 多古町 東庄町 いすみ市 横芝光町 白子町 御宿町 君津市 南房総市	0	53
13 東京都	29	千代田区 台東区 荒川区 立川市 青梅市 調布市 日野市 東大和市 稻城市 西東京市	港区 目黒区 練馬区 武蔵野市 府中市 町田市 東村山市 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町	文京区 豊島区 八王子市 三鷹市 昭島市 小金井市 国分寺市 多摩市 あきる野市		18 中央区 世田谷区 北区 葛飾区 東久留米市 福生市	新宿区 中野区 板橋区 小平市 八丈町 大島町	大田区 杉並区 足立区 清瀬市 小笠原村 新島村	15	62
14 神奈川県	20	鎌倉市 茅ヶ崎市 秦野市 伊勢原市 寒川町 中井町 山北町	藤沢市 逗子市 厚木市 座間市 大磯町 大井町 愛川町	小田原市 三浦市 大和市 南足柄市 二宮町 松田町		7 横須賀市 綾瀬市 真鶴町	平塚市 葉山町	海老名市 開成町	3	30
15 新潟県	21	長岡市 小千谷市 見附市 妙高市 魚沼市 阿賀町 津南町	三条市 加茂市 燕市 五泉市 聖籠町 出雲崎町 刈羽村	柏崎市 十日町市 糸魚川市 佐渡市 田上町 湯沢町 関川村		6 新発田市 南魚沼市	村上市 胎内市	阿賀野市 粟島浦村	2	29
16 富山県	1	射水市				11 富山市 氷見市 砺波市 舟橋村	高岡市 滑川市 小矢部市 立山町	魚津市 黒部市 南砺市	3	15

都道府県名		○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している			●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (政令指定都市を除く)		
17	石川県	5	金沢市 内灘町	羽咋市 中能登町	津幡町	12	七尾市 珠洲市 白山市 志賀町	小松市 加賀市 野々市市 穴水町	輪島市 かほく市 川北町 能登町	2	19
18	福井県	4	大野市 おおい町	越前町	美浜町	11	福井市 勝山市 越前市 池田町	敦賀市 鯖江市 坂井市 若狭町	小浜市 あわら市 南越前町	2	17
19	山梨県	11	甲府市 大月市 甲斐市 身延町	都留市 南アルプス市 笛吹市 昭和町	山梨市 北杜市 上野原市	13	富士吉田市 中央市 道志村 山中湖村 丹波山村	韮崎市 市川三郷町 西桂町 鳴沢村	甲州市 富士川町 忍野村 富士河口湖町	3	27
20	長野県	30	長野市 須坂市 中野市 千曲市 軽井沢町 辰野町 南箕輪村 南木曽町 筑北村 小川村	上田市 伊那市 大町市 安曇野市 富士見町 箕輪町 中川村 大桑村 松川村 木島平村	岡谷市 駒ヶ根市 塩尻市 南相木村 原村 飯島町 宮田村 山形村 高山村 茅野市	37	松本市 青木村 高森町 喬木村 麻績村 飯綱町 小諸市 阿南町 飯田市 山ノ内町 松川町 生坂村 信濃町	東御市 佐久穂町 壳木村 木曾町 白馬村 野沢温泉村 飯山市 上松町 諏訪市 根羽村 大鹿村 豊丘村	立科町 下諏訪町 天龍村 王滝村 小布施町 栄村 御代田町 池田町 佐久市 平谷村 小谷村 木祖村	10	77
21	岐阜県	8	岐阜市 美濃市 恵那市	羽島市 美濃加茂市 下呂市	安八町 坂祝町	34	各務原市 本巣市 北方町 養老町 神戸町 大野町 郡上市 川辺町 白川町 多治見市 中津川市 白川村	山県市 岐南町 大垣市 垂井町 輪之内町 池田町 可児市 七宗町 東白川村 土岐市 高山市	瑞穂市 笠松町 海津市 関ケ原町 揖斐川町 関市 富加町 八百津町 御嵩町 瑞浪市 飛騨市	0	42
22	静岡県	19	沼津市 富士市 伊豆市 河津町 焼津市 磐田市 森町	熱海市 下田市 伊豆の国市 長泉町 藤枝市 袋井市	三島市 裾野市 東伊豆町 島田市 川根本町 湖西市	9	富士宮市 松崎町 御前崎市	伊東市 函南町 菊川市	南伊豆町 小山町 吉田町	5	33

都道府県名	○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している					●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			x	計 (政令指定都市を除く)
23 愛知県	43	豊橋市 半田市 津島市 安城市 犬山市 稻沢市 知多市 豊明市 愛西市 みよし市 豊山町 蟹江町 南知多町 幸田町 豊根村	岡崎市 春日井市 碧南市 西尾市 江南市 新城市 知立市 日進市 清須市 長久手市 大口町 阿久比町 美浜町 設楽町	一宮市 豊川市 刈谷市 蒲郡市 小牧市 大府市 高浜市 田原市 北名古屋市 東郷町 扶桑町 東浦町 武豊町 東栄町	8	瀬戸市 東海市 あま市	豊田市 尾張旭市 岩倉市 大治町		2	53
24 三重県	8	桑名市 木曽岬町 玉城町	いなべ市 南伊勢町 伊賀市	龟山市 名張市	16	伊勢市 鳥羽市 朝日町 大台町 大紀町 津市	松阪市 熊野市 菰野町 明和町 紀北町	尾鷲市 志摩市 川越町 度会町 紀宝町	5	29
25 滋賀県	6	大津市 守山市	長浜市 野洲市	近江八幡市 多賀町	12	彦根市 甲賀市 東近江市 竜王町	草津市 湖南市 米原市 愛荘町	栗東市 高島市 日野町 甲良町	1	19
26 京都府	14	向日市 京田辺市 南山城村 宇治田原町 宮津市	城陽市 木津川市 笠置町 亀岡市 京丹後市	八幡市 久御山町 和束町 綾部市	5	長岡京市 南丹市	大山崎町 与謝野町	宇治市	6	25
27 大阪府	23	箕面市 島本町 寝屋川市 八尾市 高石市 貝塚市 熊取町 泉大津市	吹田市 守口市 枚方市 柏原市 和泉市 田尻町 富田林市 交野市	摂津市 門真市 東大阪市 河内長野市 岸和田市 阪南市 大阪狭山市	11	豊中市 豊能町 藤井寺市 大東市	池田市 四條畷市 羽曳野市 松原市	能勢町 泉南市 泉佐野市 松原市	7	41
28 兵庫県	12	西宮市 明石市 加東市 佐用町	芦屋市 播磨町 多可町 篠山市	宝塚市 加西市 宍粟市 丹波市	25	尼崎市 猪名川町 稲美町 小野市 市川町 赤穂市 養父市 新温泉町 淡路市	伊丹市 加古川市 西脇市 姫路市 相生市 太子町 朝来市 洲本市	三田市 高砂市 三木市 神河町 たつの市 豊岡市 香美町 南あわじ市	3	40
29 奈良県	17	奈良市 五條市 宇陀市 三宅町 王寺町 上北山村	天理市 生駒市 斑鳩町 高取町 広陵町 吉野町	橿原市 香芝市 川西町 明日香村 天川村	16	大和高田市 山添村 安堵町 上牧町 野迫川村 御杖村	桜井市 平群町 田原本町 河合町 十津川村	葛城市 三郷町 曾爾村 大淀町 下北山村	6	39

都道府県名		○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している					●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (政令指定都市を除く)
30	和歌山県	15	和歌山市 有田市 紀の川市 みなべ町 美浜町	海南市 御坊市 岩出市 古座川町 日高川町	橋本市 田辺市 紀美野町 串本町 かつらぎ町	9	新宮市 由良町 上富田町	印南町 すさみ町 太地町	那智勝浦町 白浜町 湯浅町	6	30
31	鳥取県	4	鳥取市 智頭町	湯梨浜町	伯耆町	14	米子市 八頭町 北栄町 日吉津村 江府町	倉吉市 若桜町 琴浦町 大山町 日南町	岩美町 三朝町 南部町 日野町	1	19
32	島根県	7	邑南町 益田市 大田市	西ノ島町 隠岐の島町	江津市 川本町	8	松江市 海士町 美郷町	吉賀町 飯南町 津和野町	雲南市 浜田市	4	19
33	岡山県	8	倉敷市 新見市 津山市	玉野市 早島町 真庭市	井原市 矢掛町	6	総社市 西粟倉村	高梁市 久米南町	赤磐市 美咲町	12	26
34	広島県	9	呉市 福山市 廿日市市	竹原市 大竹市 海田町	尾道市 東広島市 北広島町	9	三原市 庄原市 熊野町	府中市 安芸高田市 世羅町	三次市 府中町 神石高原町	4	22
35	山口県	8	山口市 光市 平生町	萩市 長門市 阿武町	防府市 周南市	8	下関市 美祢市 田布施町	岩国市 和木町 山陽小野田市	柳井市 上関町	3	19
36	徳島県	1	石井町			21	徳島市 阿南市 美馬市 上勝町 那賀町 海陽町 板野町	鳴門市 吉野川市 三好市 佐那河内村 牟岐町 北島町 つるぎ町	小松島市 阿波市 勝浦町 神山町 美波町 松茂町 東みよし町	2	24
37	香川県	6	丸亀市 土庄町	さぬき市 直島町	三豊市 多度津町	7	高松市 東かがわ市 まんのう町	坂出市 小豆島町	普通寺市 三木町	4	17
38	愛媛県	1	宇和島市			19	松山市 新居浜市 伊予市 東温市 砥部町 松野町 松前町	今治市 西条市 四国中央市 上島町 内子町 鬼北町	八幡浜市 大洲市 西予市 久万高原町 伊方町 愛南町	0	20
39	高知県	4	中土佐町 大川村	香南市	芸西村	20	室戸市 佐川町 香美市 安田町 大豊町 仁淀川町 黒潮町	安芸市 土佐市 奈半利町 馬路村 土佐町 越知町 須崎市	北川村 四万十町 日高村 南国市 いの町 梼原町	10	34
40	福岡県	20	大牟田市 筑後市 豊前市 福津市 那珂川町 芦屋町 小竹町	柳川市 大川市 中間市 宮若市 須恵町 水巻町 川崎町	八女市 行橋市 古賀市 糸島市 新宮町 遠賀町	23	直方市 春日市 嘉麻市 篠栗町 鞍手町 広川町 糸田町 吉富町	田川市 大野城市 朝倉市 久山町 筑前町 香春町 苅田町 築上町	筑紫野市 宗像市 宇美町 粕屋町 東峰村 添田町 みやこ町	15	58

都道府県名	○:生涯学習に資する計画等を、単独で策定している			●:生涯学習に資する計画等は策定していないが、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (政令指定都市を除く)	
41 佐賀県	2	小城市	上峰町	18	佐賀市 伊万里市 嬉野市 基山町 白石町 玄海町	鳥栖市 武雄市 神埼市 みやき町 太良町 有田町	多久市 鹿島市 吉野ヶ里町 大町町 唐津市 江北町	0 20	
42 長崎県	6	佐世保市 松浦市	島原市 対馬市	平戸市 西海市	14	長崎市 壱岐市 南島原市 川棚町 佐々町	諫早市 五島市 長与町 波佐見町 新上五島町	大村市 雲仙市 時津町 小值賀町	1 21
43 熊本県	4	美里町 阿蘇市	荒尾市	天草市	34	山鹿市 益城町 あさぎり町 八代市 長洲町 菊陽町 菊池市 大津町 氷川町 南小国町 南阿蘇村 相良村	宇土市 山都町 錦町 和水町 菅北町 水俣市 合志市 西原村 山江村 小国町 嘉島町	宇城市 五木村 人吉市 玉東町 上天草市 玉名市 南関町 甲佐町 芦北町 産山村 津奈木町	6 44
44 大分県	7	杵築市 由布市 玖珠町	国東市 佐伯市	大分市 竹田市	9	中津市 姫島村 豊後大野市	宇佐市 日出町 日田市	別府市 臼杵市 九重町	2 18
45 宮崎県	2	都農町	都城市		24	宮崎市 串間市 新富町 川南町 えびの市 日向市 椎葉村 日之影町	綾町 西都市 西米良村 三股町 高原町 門川町 美郷町 五ヶ瀬町	日南市 高鍋町 木城町 小林市 延岡市 諸塙村 高千穂町 国富町	0 26
46 鹿児島県	8	鹿児島市 中種子町 南種子町	薩摩川内市 霧島市	鹿屋市 曾於市	35	日置市 十島村 南さつま市 出水市 伊佐市 垂水市 東串良町 南大隅町 奄美市 瀬戸内町 徳之島町 知名町	いちき串木野市 枕崎市 南九州市 さつま町 姶良市 志布志市 錦江町 肝付町 西之表市 大和村 龍郷町 伊仙町 与論町	三島村 長島町 指宿市 阿久根市 湧水町 大崎町 肝付町 屋久島町 宇検村 喜界町 和泊町	0 43
47 沖縄県	6	うるま市 宜野湾市	読谷村 浦添市	沖縄市 那覇市	35	国頭村 今帰仁村 宜野座村 伊平屋村 嘉手納町 中城村 南大東村 糸満市 与那原町 渡名喜村 宮古島市 竹富町	大宜味村 本部町 金武町 伊是名村 北谷町 西原町 北大東村 八重瀬町 南風原町 座間味村 多良間村 与那国町	東村 名護市 伊江村 恩納村 北中城村 久米島町 豊見城市 南城市 渡嘉敷村 粟国村 石垣市	0 41

6 平成30年度柏市まちづくり推進のための調査（一部抜粋）

次頁からの資料をごらんください。

1. 調査の目的

柏市第五次総合計画の推進に当たり、まちづくりの進捗を定性的に評価するための基礎資料とするため、市の施策や取組による市民の考え方や行動への影響等について調査する。

2. 調査対象

柏市在住の18歳以上の市民を無作為抽出

3. 調査時期

平成30（2018）年6月25日～7月13日

4. 調査方法

郵送による配布・回収

5. 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
4,000通	1,811通	45.3%

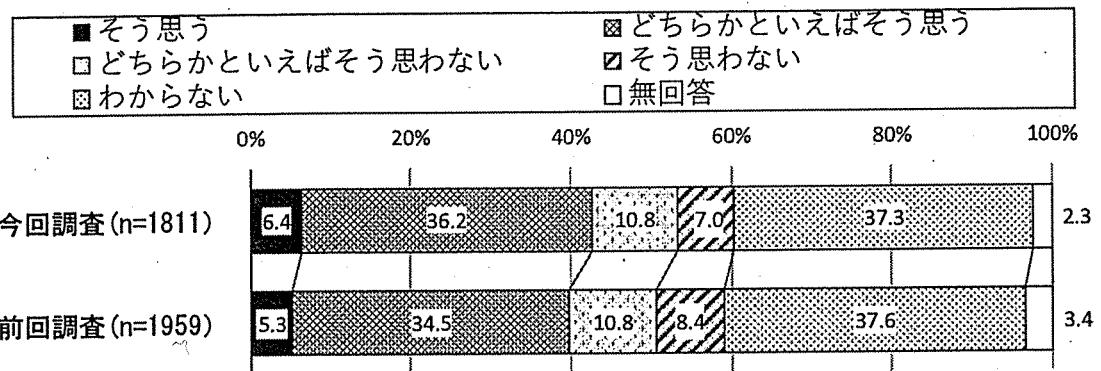
6. 調査結果を見る上での注意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・回答者数が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合がある。
- ・前回調査（平成28年度実施）からの変化を比較するために、前回調査データをグラフなどで表示している場合がある。

3. 柏市のまちづくりについておうかがいします。

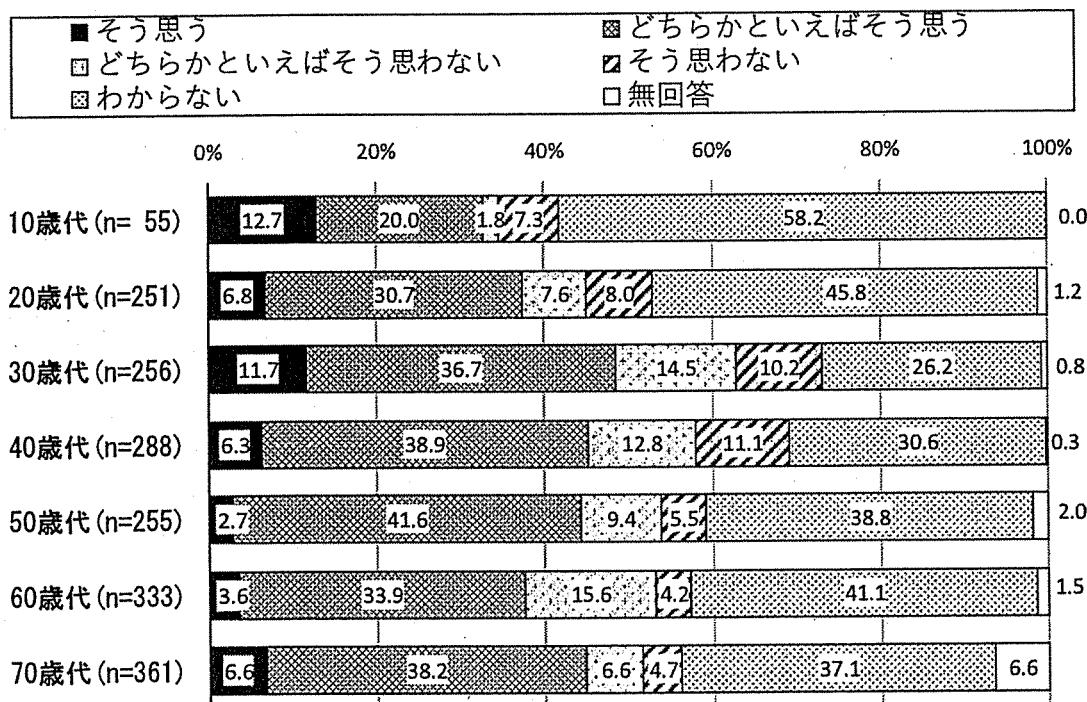
問14 柏市は子育てをしやすいまちだと思いますか。(一つに○)

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が42.6%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合が17.8%となっています。前回調査とくらべると、“そう思う”が増えて“そう思わない”の割合が減っています。



【年代別】

年代別でみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は、子育て世代の30歳代が48.4%で最も高くなっています。また、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合も30歳代が24.7%で最も高い割合になっています。

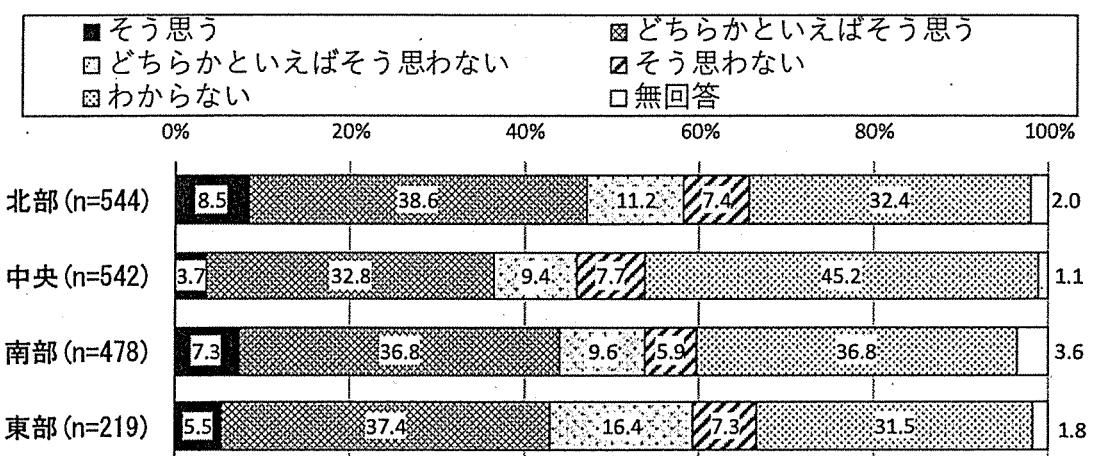


【居住地区別】

居住地区別でみると「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は北部地区で47.1%と最も高くなっています。

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合は、東部地区が23.7%で最も高い割合になっています。

中央地区は「わからない」が45.2%と最も高い割合です。



問14で「1. そう思う」～「4. そう思わない」と答えた方にお聞きします。

問14-1 子育てに関する柏市の環境について、どのように思うかお答えください。

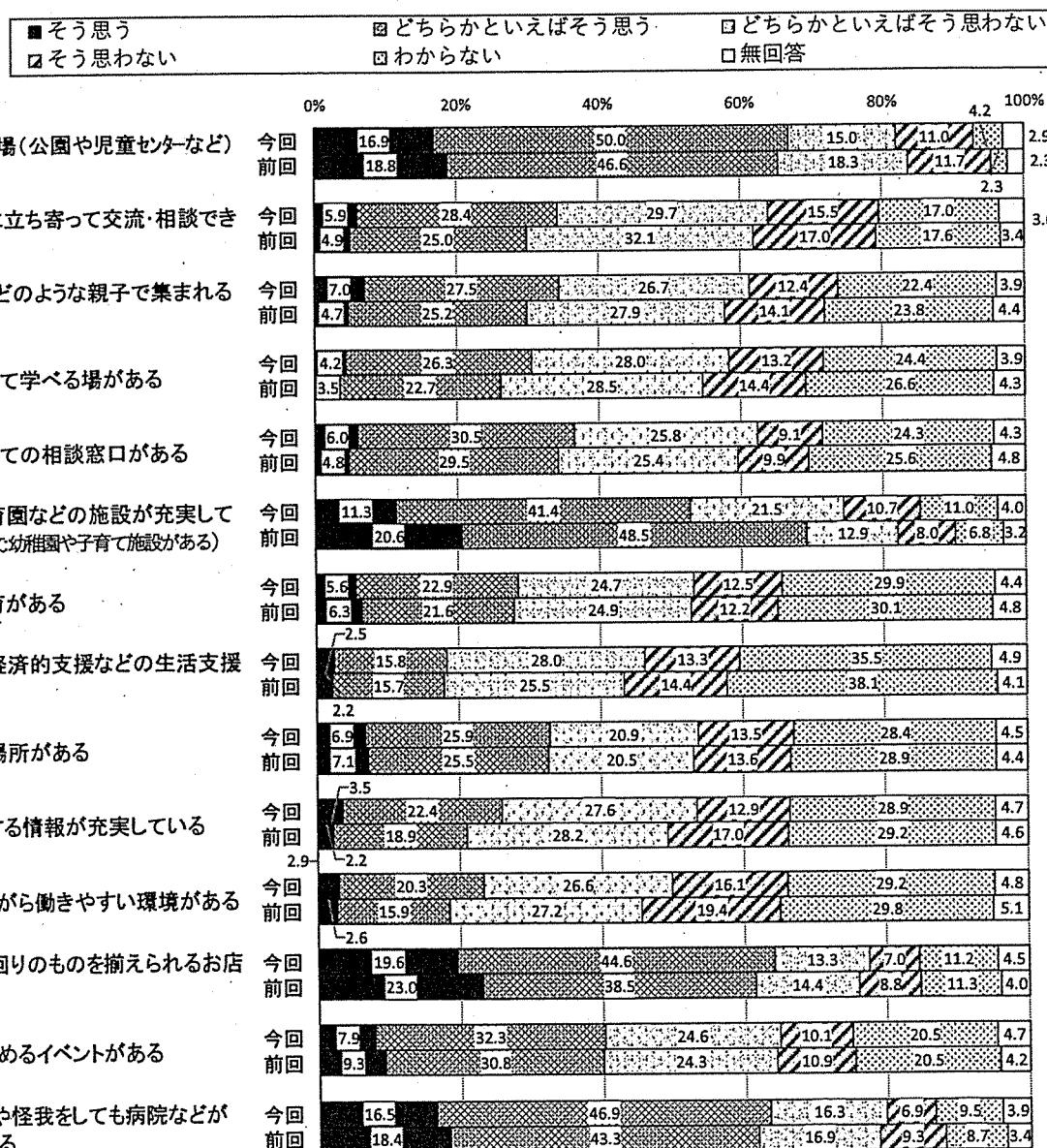
※①～⑯それぞれに回答してください。(それぞれ一つに○)

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は、「①子どもの遊び場(公園や児童センターなど)がある」が66.9%で最も高く、次いで「⑫子どもの身の回りのものを揃えられるお店がある」が64.2%、「⑭子どもが病気や怪我をしても病院などがあつて安心できる」が63.4%となっています。

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合は、「②親子が気軽に立ち寄って交流や相談ができる場所がある」が45.2%と最も高く、次いで、「⑪子育てをしながら働きやすい環境がある」が42.7%となっています。

前回調査とくらべると、全体的に“そう思う”的割合が増えていますが、「⑥幼稚園や保育園の施設が充実している」の“そう思う”については、割合が減っています。

今回調査 n=1093 前回調査 n=1156

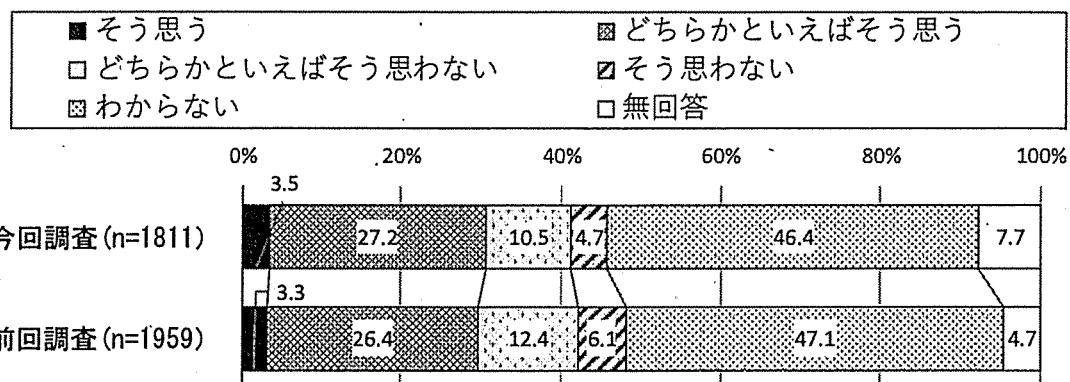


問15 柏市の教育環境は充実していると思いますか。(一つに○)

「わからない」が46.4%で、最も高い割合になっています。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は30.7%で、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合は15.2%となっています。

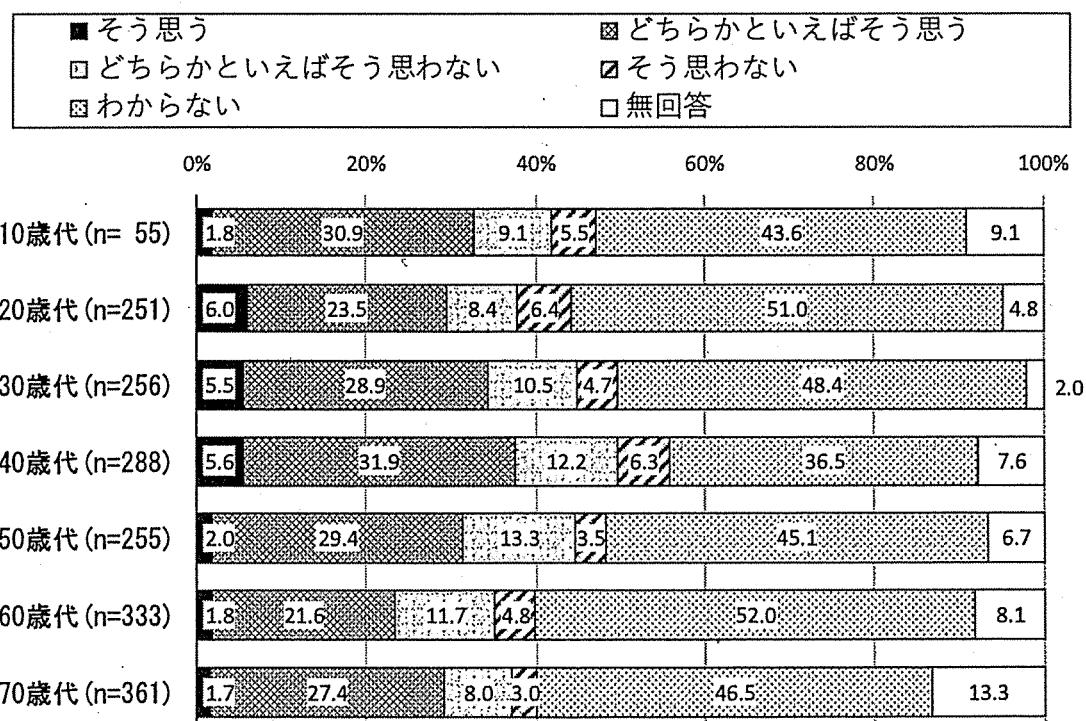
前回調査とくらべると“そう思う”的割合が増えて、“そう思わない”的割合が減っています。



【年代別】

年代別でみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は「40歳代」が37.5%と最も高い割合になっています。

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合も「40歳代」が18.5%で最も高い割合になっています。



【居住地区別】

居住地区別では大きな差はありません。

前回調査とくらべると、「わからない」の割合が、「北部地区」と「東部地区」で減って、「中央地区」と「南部地区」で増えています。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が、「東部地区」で増えています。

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合は「中央地区」「北部地区」「南部地区」で減っています。

そう思う

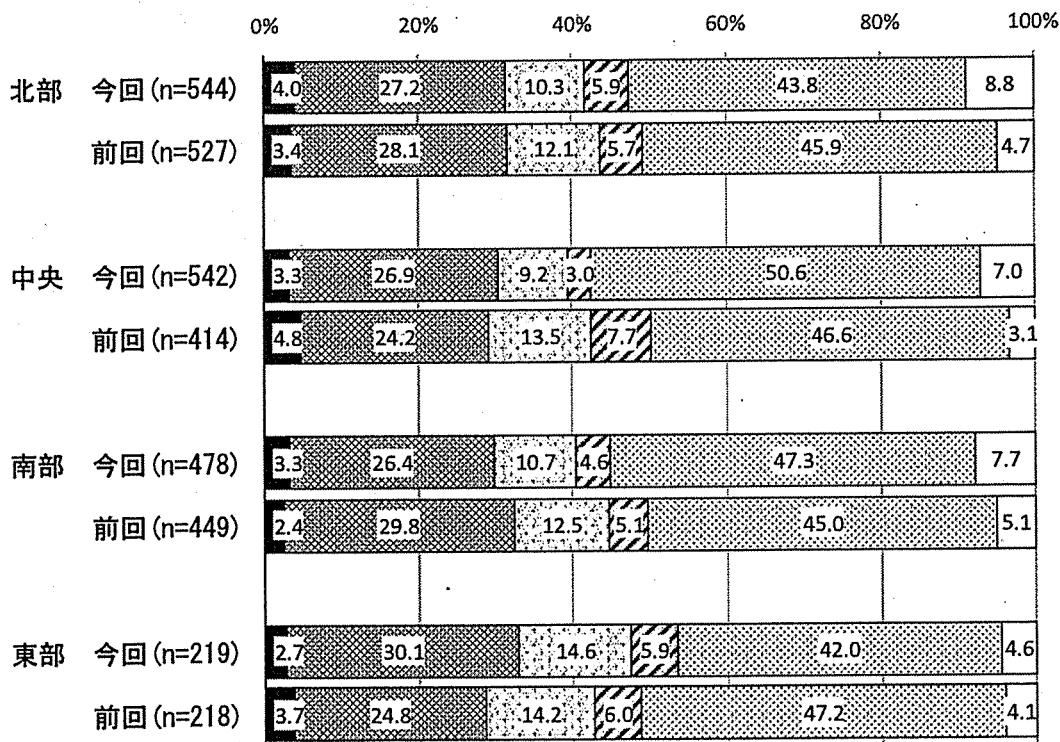
どちらかといえばそう思わない

わからない

どちらかといえばそう思う

そう思わない

無回答



問15で「1. そう思う」～「4. そう思わない」と答えた方にお聞きします。

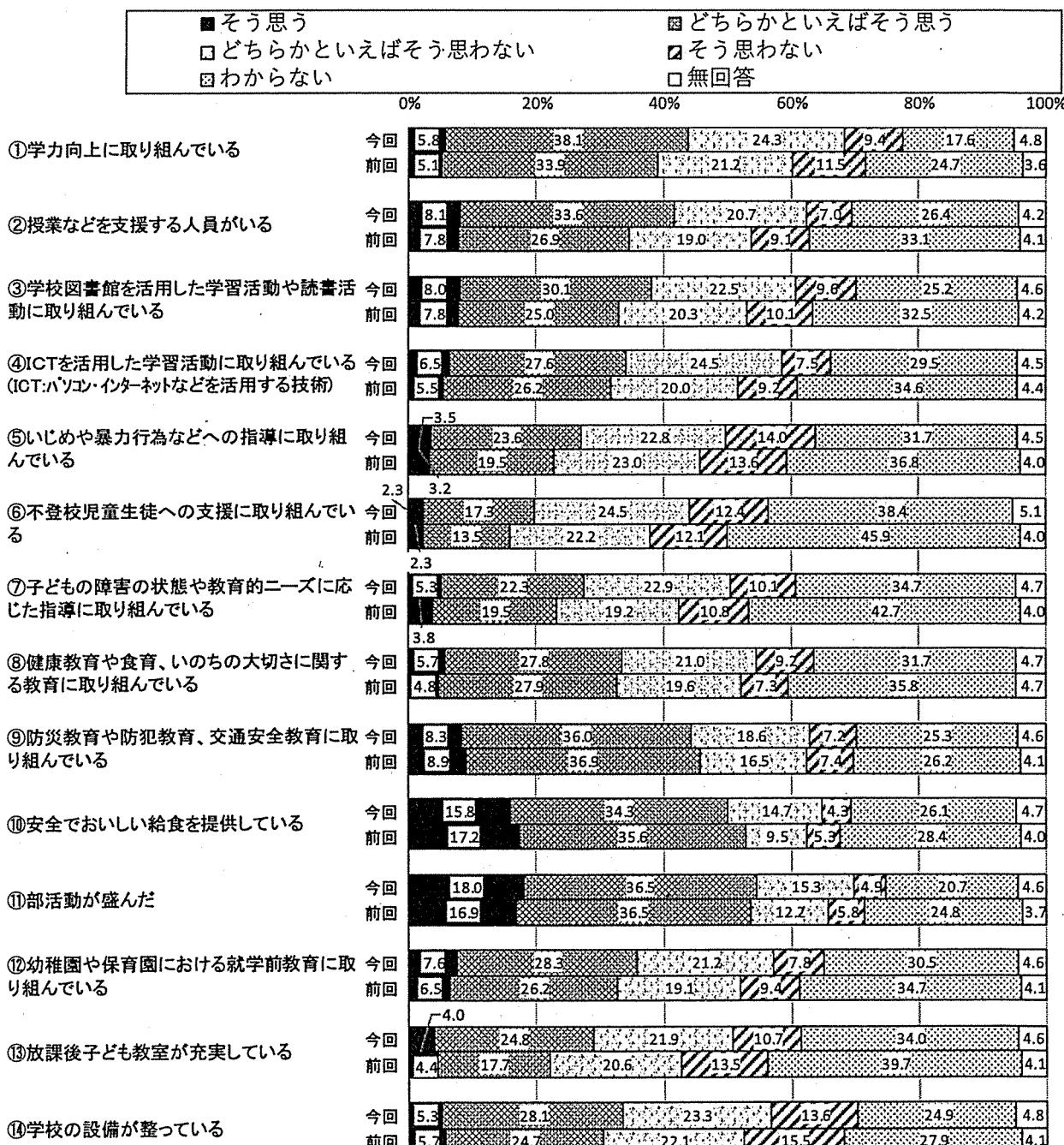
問15-1 教育に関する柏市の環境について、どのように思うかお答えください。

※①～⑯それぞれに回答してください。(それぞれ一つに○)

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は、「⑪部活動が盛んだ」が54.5%と最も高く、次いで、「⑩安全でおいしい給食を提供している」が50.1%となっています。

「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合は、「⑭学校の設備が整っている」と「⑥不登校児童生徒への支援に取り組んでいる」が36.9%と同じ割合で最も高くなっています。次いで「⑤いじめや暴力行為などへの指導に取り組んでいる」が36.8%となっています。

今回調査 n=830 前回調査 n=944

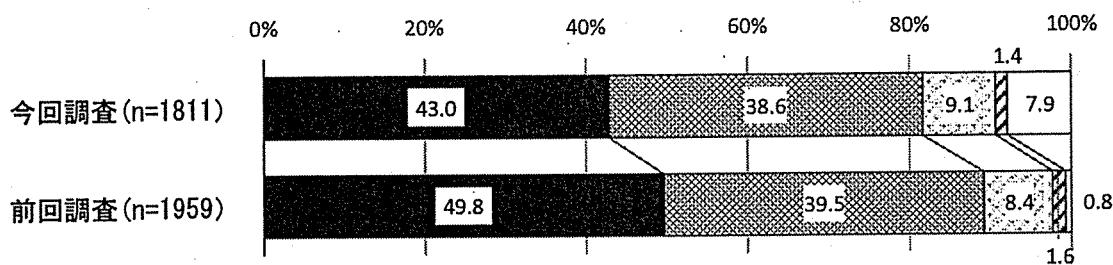


問16 健康づくりに関心がありますか。(一つに○)

「関心がある」と「少し関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が81.6%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた“関心がない”の割合が10.5%となっています。

前回調査とくらべると、“関心がある”的割合が減って、“関心がない”が増えています。

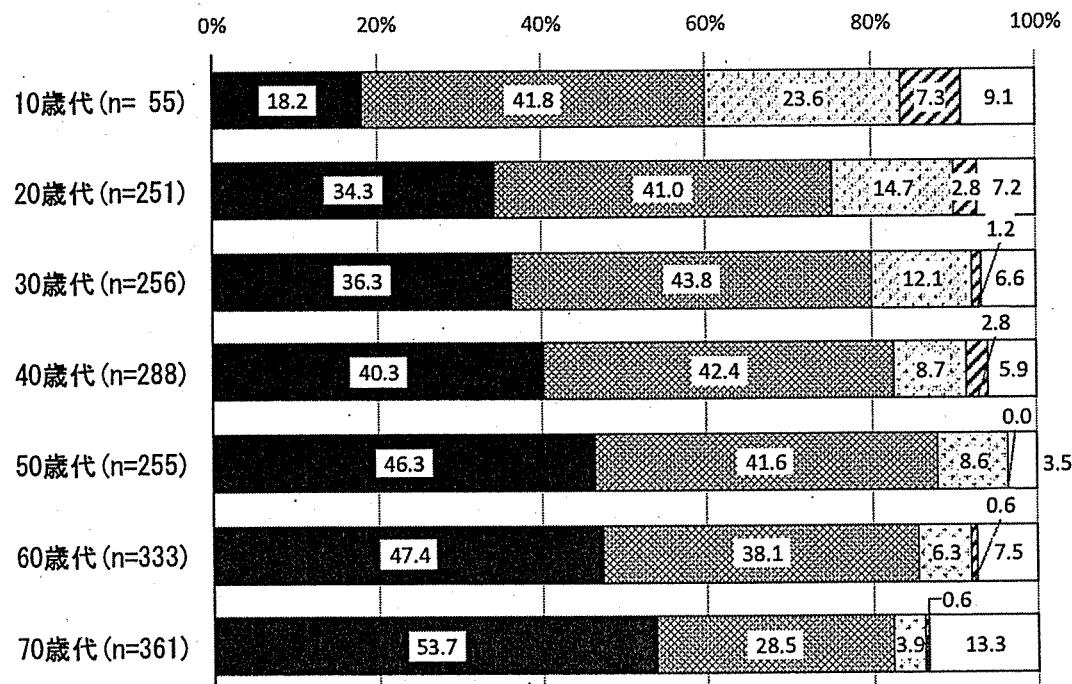
■ 関心がある □ 少し関心がある □ あまり関心がない □ まったく関心がない □ 無回答



【年代別】

年代別でみると、年代が高いほど、「関心がある」の割合が高くなる傾向がみられます。

■ 関心がある □ 少し関心がある □ あまり関心がない □ まったく関心がない □ 無回答

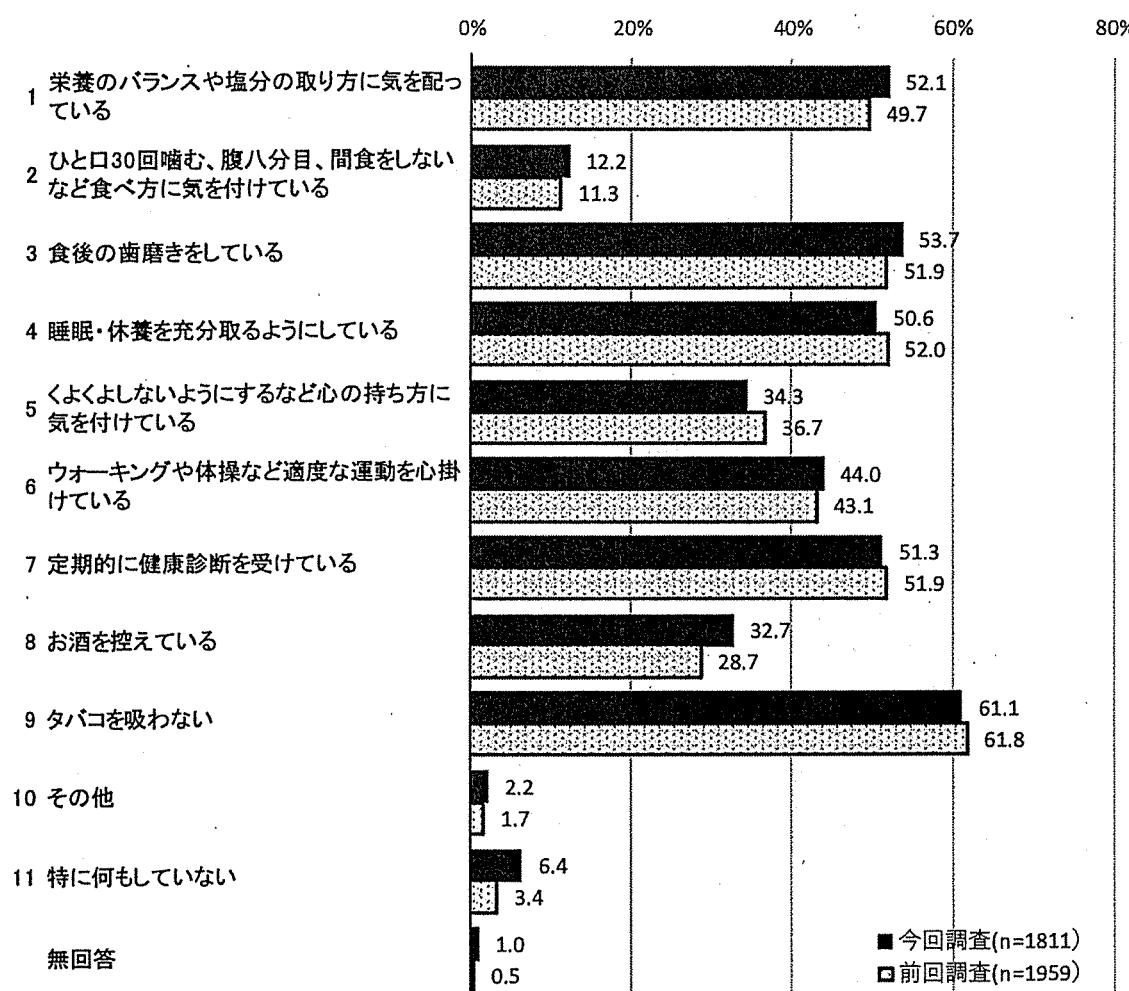


問17 健康づくりのために行っていることをお選びください。(○はいくつでも)

「タバコを吸わない」の割合が61.1%と最も高く、次いで「食後の歯磨きをしている」が53.7%となっています。

前回調査とくらべると、「栄養のバランスや塩分の取り方に気を配っている」「食後の歯磨きをしている」「お酒を控えている」などの割合が増えています。

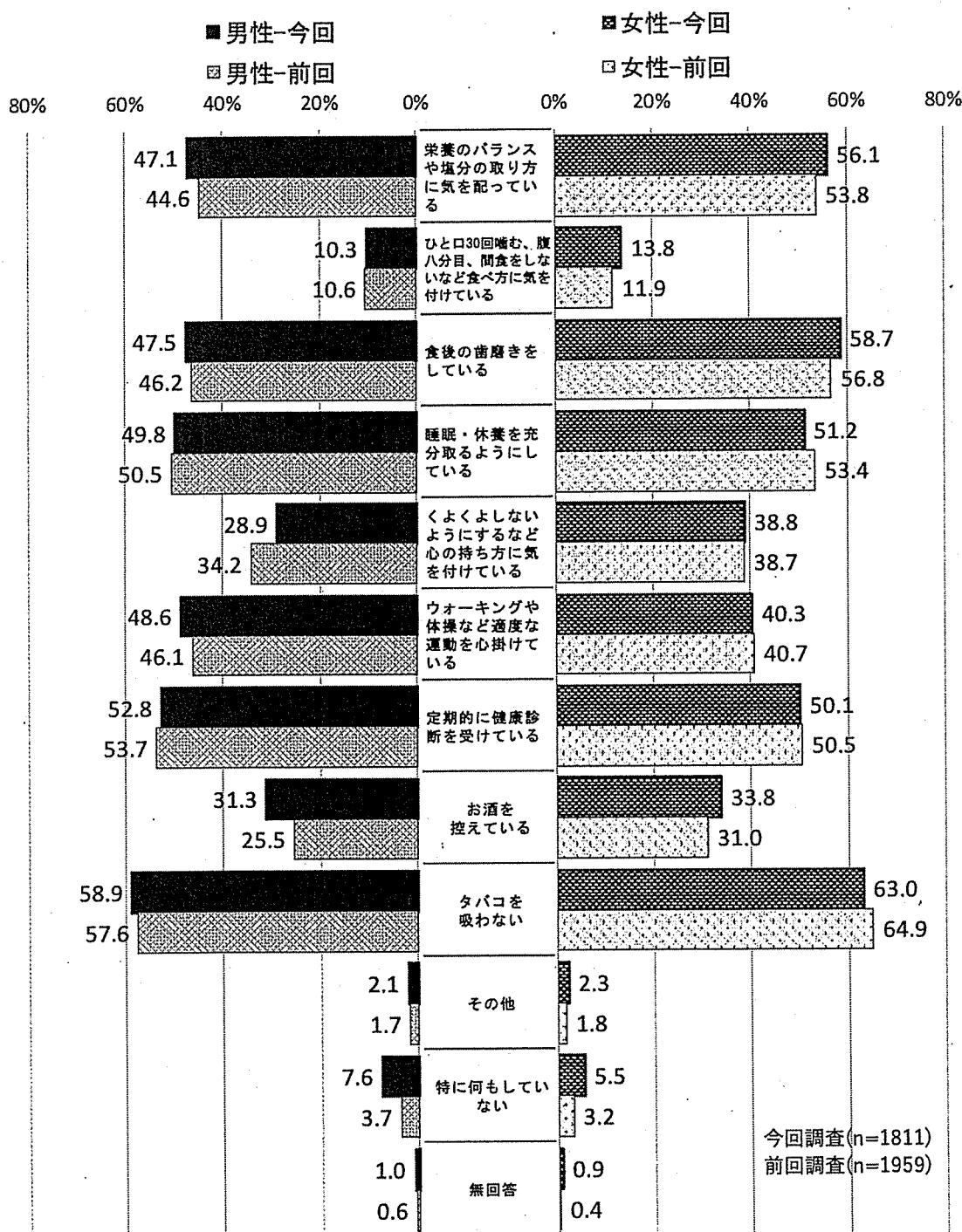
「特に何もしていない」の割合も増えています。



【性別】

性別でみると、女性にくらべ、男性の「ウォーキングや体操など適度な運動を心掛けている」の割合が高くなっています。前回調査とくらべて、男女の割合の差が大きくなっています。

また、男性にくらべ、女性で「栄養のバランスや塩分の取り方に気を配っている」「食後の歯磨きをしている」「お酒を控えている」「タバコを吸わない」の割合が高くなっています。



【年代別】

年代別でみると、「栄養のバランスや塩分の取り方に気を配っている」「ウォーキングや体操など適度な運動を心掛けている」「定期的に健康診断を受けている」など、年代が高くなるにつれて、割合が高くなる傾向がみられます。

前回調査とくらべて、↓の項目は割合が下がっています。（「特に何もしていない」と「無回答」は除く）「40歳代」と「50歳代」は割合が上がっている項目が多くありますが、それ以外の年代は割合が下がっている項目が多くなっています。

	10歳代 n=55	20歳代 n=251	30歳代 n=256	40歳代 n=288	50歳代 n=255	60歳代 n=333	70歳代 n=361
1 栄養のバランスや塩分の取り方に気を配っている	↓ 20.0	35.1	↓ 37.1	44.1	55.3	↓ 63.7	↓ 73.1
2 ひと口30回噛む、腹八分目、間食をしないなど食べ方に気を付けている	↓ 3.6	9.2	↓ 8.6	9.4	6.3	15.9	21.3
3 食後の歯磨きをしている	↓ 45.5	↓ 53.4	↓ 48.8	54.2	52.2	56.2	57.3
4 睡眠・休養を充分取るようにしている	↓ 41.8	↓ 47.4	↓ 45.7	50.3	42.4	52.6	61.8
5 くよくよしないようにするなど心の持ち方に気を付けている	↓ 25.5	29.5	↓ 26.6	30.2	34.9	39.9	42.7
6 ウォーキングや体操など適度な運動を心掛けている	↓ 27.3	35.5	↓ 30.1	33.3	44.3	57.7	58.2
7 定期的に健康診断を受けている	↓ 0.0	↓ 18.7	↓ 39.1	56.6	60.4	↓ 63.7	↓ 68.4
8 お酒を控えている	↓ 14.5	31.5	34.0	33.7	28.6	25.5	44.3
9 タバコを吸わない	↓ 29.1	↓ 62.2	↓ 58.6	56.3	62.7	65.8	65.7
10 その他	↓ 0.0	↓ 2.8	↓ 2.0	1.4	2.7	2.1	2.8
11 特に何もしていない	↓ 12.7	10.4	7.8	5.2	5.5	3.3	6.4
無回答	0.0	1.6	0.0	1.4	0.4	1.2	1.1

【健康づくりの関心度別】

健康づくりの関心度別でみると、「栄養のバランスや塩分の取り方に気を配っている」「ウォーキングや体操など適度な運動を心掛けている」などの項目で、“関心がある”層と“関心がない”層の割合に特に大きな差があります。

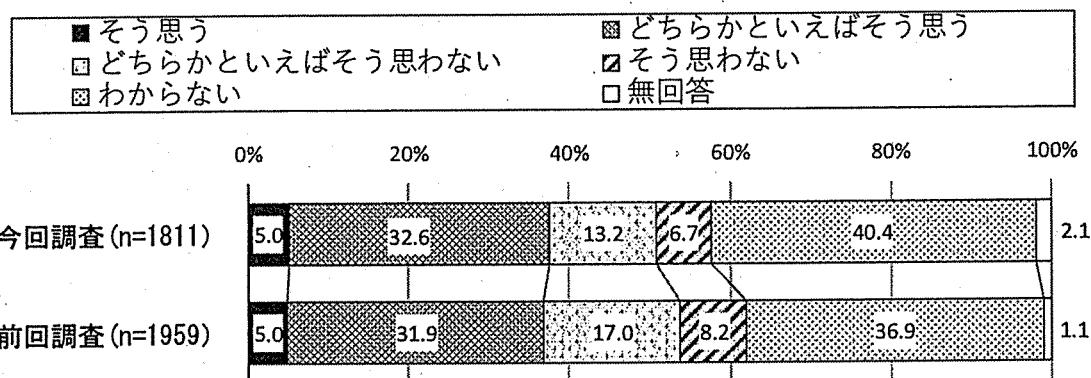
前回調査とくらべて、↓の項目の割合は下がっています。“関心がある”層では割合が下がっている項目は少なく、“関心がない”層で割合が下がる傾向があります。その差は大きくなっています。

	関心がある n=55	少し関心がある n=251	あまり関心がない n=256	まったく関心がない n=288
1 栄養のバランスや塩分の取り方に気を配っている	↓ 67.9	44.6	↓ 22.6	0.0
2 ひと口30回噛む、腹八分目、間食をしないなど食べ方に気を付けている	↓ 18.4	7.7	2.4	0.0
3 食後の歯磨きをしている	↓ 62.1	51.5	37.2	↓ 15.4
4 睡眠・休養を充分取るようにしている	↓ 61.7	45.1	34.8	↓ 11.5
5 くよくよしないようにするなど心の持ち方に気を付けている	↓ 44.3	27.9	23.2	↓ 7.7
6 ウォーキングや体操など適度な運動を心掛けている	↓ 60.5	35.6	11.6	↓ 11.5
7 定期的に健康診断を受けている	↓ 64.7	46.6	24.4	↓ 7.7
8 お酒を控えている	↓ 38.6	31.5	16.5	↓ 11.5
9 タバコを吸わない	↓ 68.0	61.1	40.2	↓ 38.5
10 その他	↓ 3.3	1.6	0.0	↓ 3.8
11 特に何もしていない	↓ 1.7	5.9	24.4	↓ 46.2
無回答	0.3	0.1	1.2	0.0

問18 柏市は高齢者にとって住みやすいまちだと思いますか。(一つに○)

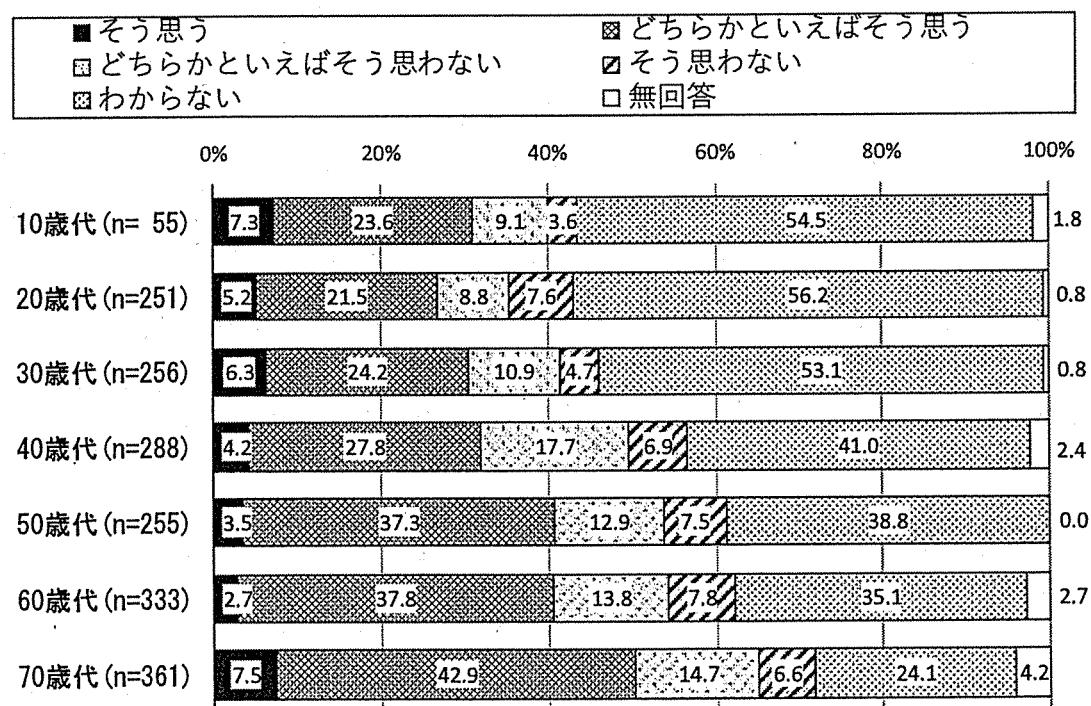
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が37.6%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合が19.9%となっています。

前回調査とくらべると、“そう思う”的割合が増えて、“そう思わない”的割合が減っています。また、「わからない」と回答された割合は増えています。



【年代別】

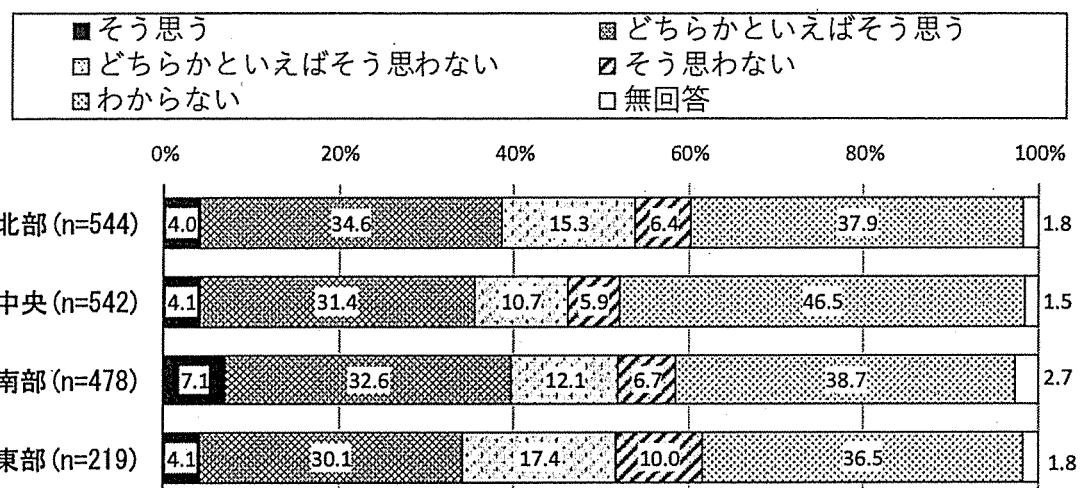
年代別でみると、年代が高くなるにつれて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が高くなる傾向がみられます。



【居住地区別】

居住地区別でみると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は、南部地区で39.7%と最も高くなっています。

「どちらかといえば思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合は、東部地区で27.4%と最も高くなっています。



問18で「1. そう思う」～「4. そう思わない」と答えた方にお聞きします。

問18-1 高齢者に対する柏市の環境について、どのように思うかお答えください。

※①～⑫それぞれに回答してください。(それぞれ一つに○)

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合は、「①近所での助け合い、地域での見守りがある」が53.4%と最も高く、次いで「③趣味・教養の活動の場所・環境がある」が52.6%、「⑩近隣センターや公園など人が集まることができる公共施設が充実している」が52.5%となっています。

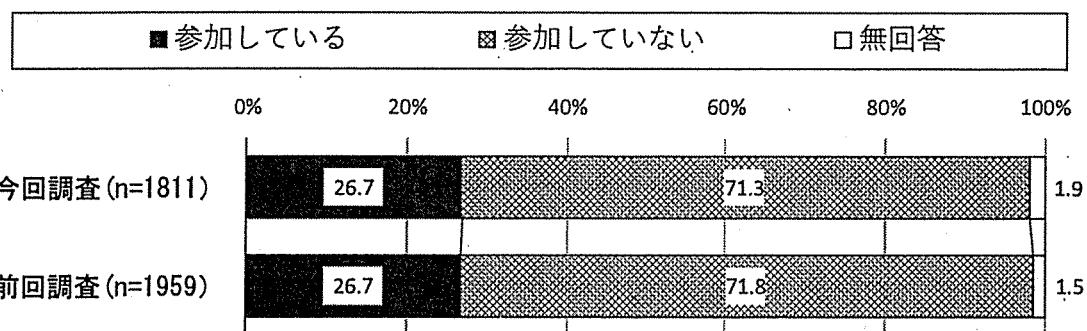
「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合は、「⑪公共施設や道路などのバリアフリー化が進んでいる」が53.2%と最も高くなっています。

今回調査 n=1042 前回調査 n=1215



問26 町会や自治会などの地域活動やボランティア活動などに参加していますか。
(一つに○)

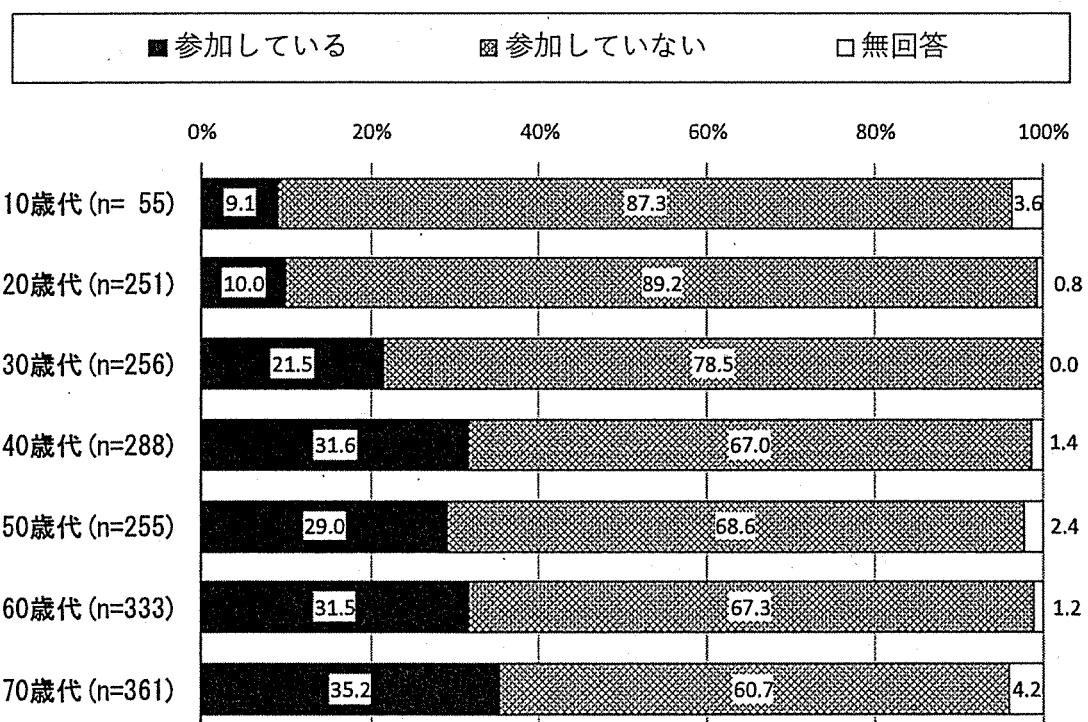
「参加していない」の割合が71.3%と高くなっています。前回調査とほぼ同じ割合になっています。



※前回調査の「参加したいが事情があって参加できない」は「参加していない」に含めています。

【年代別】

年代別でみると、年代が高くなるにつれて、「参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。



問26で「2. 参加していない」と答えた方にお聞きします。

問26-1 参加していない理由を、次の中からお選びください。(一つに○)

「参加していない理由」では、「時間的な余裕がない」が31.8%で最も高い割合になっています。

■活動内容などの情報が少ない（わからない） 一緒に活動する仲間がいない

身近に活動する場がない

時間的な余裕がない

経済的な余裕がない

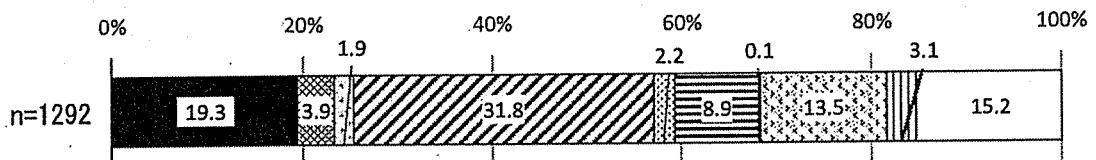
体力的に無理である

家族の理解や協力が得られない

興味がない

その他

無回答



【年代別】

年代別でみると、「時間的な余裕がない」の割合は、「50歳代」が44.0%と最も高い割合で、次いで「40歳代」が40.9%、「10歳代」が39.6%になっています。

■活動内容などの情報が少ない（わからない） 一緒に活動する仲間がいない

身近に活動する場がない

時間的な余裕がない

経済的な余裕がない

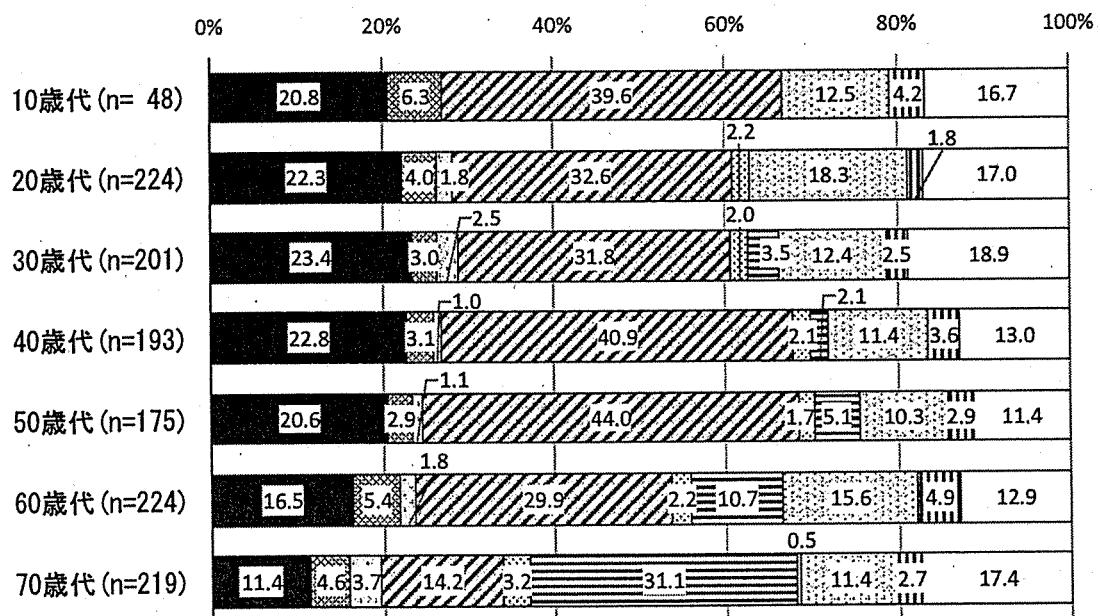
体力的に無理である

家族の理解や協力が得られない

興味がない

その他

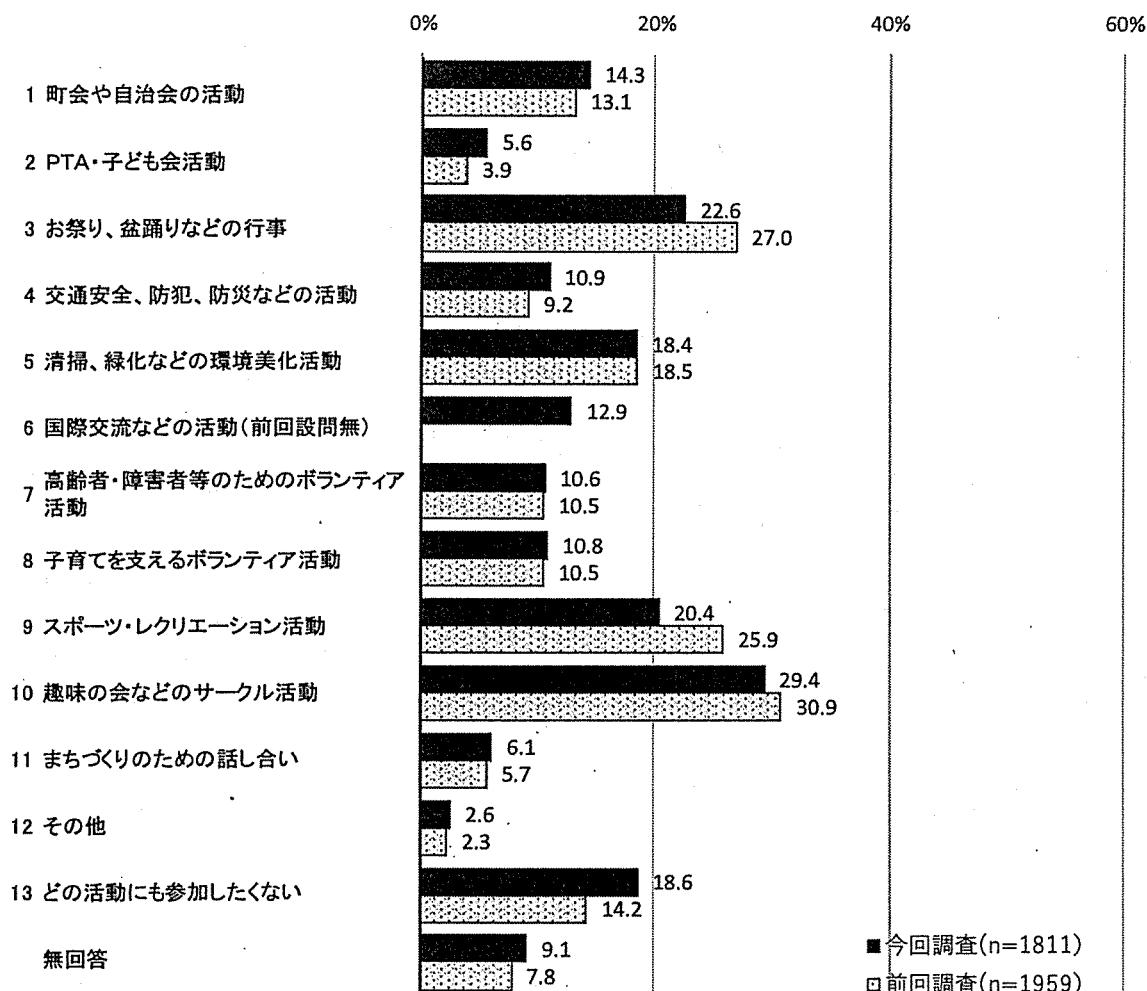
無回答



問27 今後、主体的に参加したい活動をお選びください。(○はいくつでも)

「趣味の会などのサークル活動」が29.4%で最も高い割合になっています。次いで「お祭り、盆踊りなどの行事」が22.6%、「スポーツ・レクリエーション活動」が20.4%となっています。

前回調査とくらべると、「お祭り、盆踊りなどの行事」「清掃、緑化などの環境美化活動」「スポーツ・レクリエーション活動」「趣味の会などのサークル活動」は減っています。



【年代別】

最も割合が高かった「趣味の会などのサークル活動」を年代別にみると、「50歳代」「60歳代」「70歳代」で割合が高く、「30歳代」と「40歳代」の割合が低くなっています。

「お祭り、盆踊りなどの行事」では、「10歳代」「20歳代」「30歳代」で割合が高く、「50歳代」「60歳代」「70歳代」で割合が低くなっています。

「スポーツ・レクリエーション活動」では、「20歳代」と「50歳代」「60歳代」で割合が高くなっています。

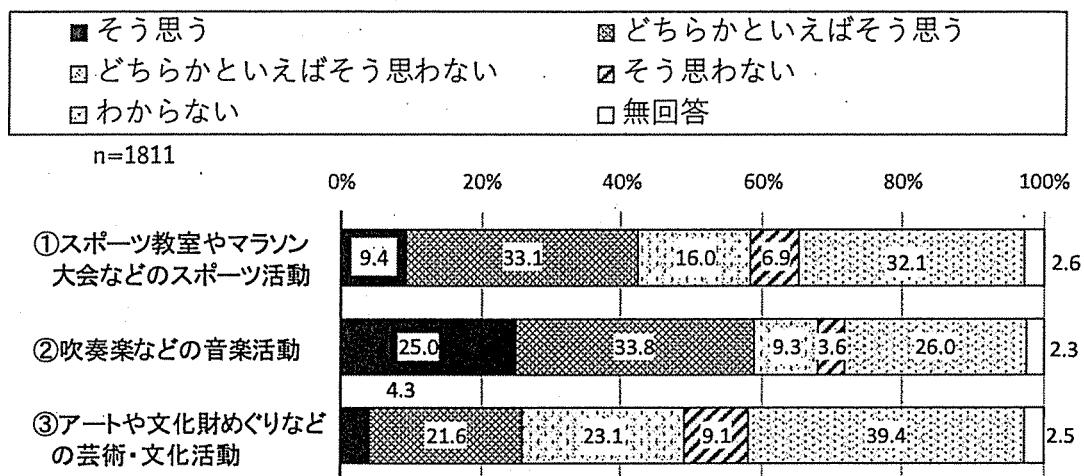
単位：%

	10歳代 n=55	20歳代 n=251	30歳代 n=256	40歳代 n=288	50歳代 n=255	60歳代 n=333	70歳代 n=361
1 町会や自治会の活動	0.0	4.0	16.0	9.0	14.1	18.0	23.3
2 PTA・子ども会活動	0.0	4.8	15.2	12.5	3.1	1.5	0.6
3 お祭り、盆踊りなどの 行事	30.9	33.1	37.5	24.0	17.6	13.2	14.7
4 交通安全、防犯、防災などの活動	5.5	5.2	11.3	12.2	11.0	9.9	15.5
5 清掃、緑化などの環境美化活動	9.1	14.7	19.5	14.6	16.9	19.5	25.2
6 国際交流などの活動	21.8	19.1	9.4	18.1	16.9	8.1	7.2
7 高齢者・障害者等のためのボランティア活動	7.3	7.6	4.3	7.6	13.7	16.2	12.5
8 子育てを支えるボランティア活動	16.4	13.9	16.4	13.2	9.0	7.8	5.8
9 スポーツ・レクリエーション活動	9.1	23.5	15.2	18.8	27.8	22.5	18.3
10 趣味の会などのサークル活動	23.6	27.9	17.6	18.1	37.6	36.3	37.1
11 まちづくりのための話し合い	0.0	3.2	4.7	7.6	7.5	6.3	7.8
12 その他	3.6	1.2	1.2	2.4	1.6	2.7	5.0
13 どの活動にも参加したくない	21.8	23.1	24.6	20.8	14.1	17.1	13.3
無回答	5.5	8.4	6.3	8.7	7.1	9.3	13.3

問28 柏市は次の活動やイベントが盛んだと思いますか。

※①-③それぞれに回答してください。(それぞれ一つに○)

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合は、「②吹奏楽などの音楽活動」58.8%が最も高い割合になっています。次いで、「①スポーツ教室やマラソン大会などのスポーツ活動」が42.5%となっています。



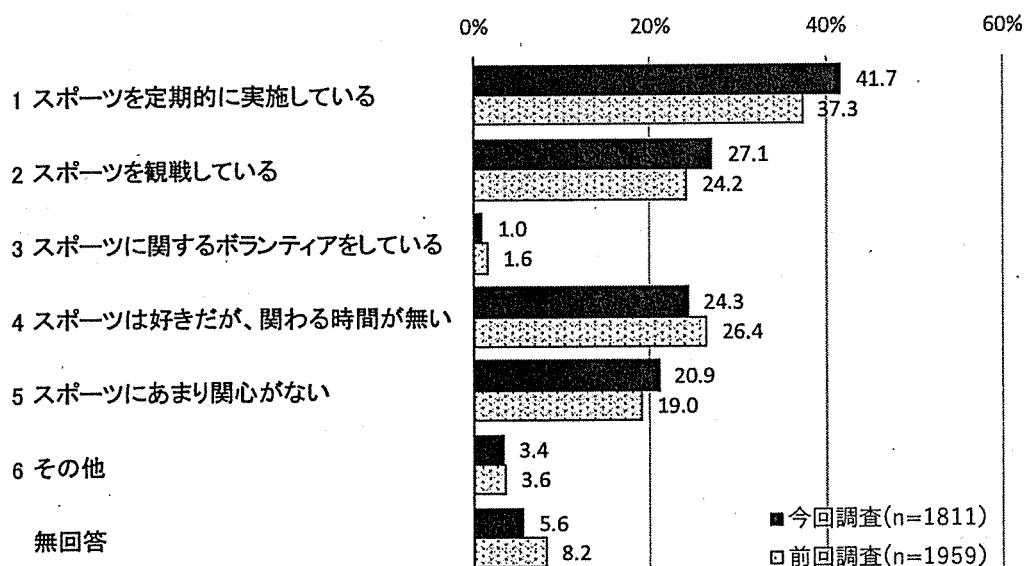
【年代別】

		単位:%					
		そう 思 う	ど ち ら か そ う か 思 と う	な え ど い ば ち そ う か 思 わ い	そ う 思 わ い	わ か ら な い	無 回 答
① ス ポ ト 大 会 教 室 の や ス マ	10歳代 n=55	12.7	29.1	14.5	7.3	34.5	1.8
	20歳代 n=251	12.0	31.9	12.0	8.8	35.5	0.0
	30歳代 n=256	7.8	28.1	13.7	8.2	41.8	0.4
	40歳代 n=288	12.2	36.5	17.0	6.3	26.0	2.1
	50歳代 n=255	7.1	36.5	20.0	5.1	30.2	1.2
	60歳代 n=333	7.2	31.8	19.5	7.2	32.4	1.8
	70歳代 n=361	9.7	33.8	13.9	6.1	29.1	7.5
② 吹 奏 樂 な ど の 音 樂 活 動	10歳代 n=55	41.8	21.8	5.5	3.6	25.5	1.8
	20歳代 n=251	26.3	30.7	8.0	4.0	31.1	0.0
	30歳代 n=256	18.4	31.6	8.2	5.1	35.9	0.8
	40歳代 n=288	32.3	33.3	9.0	3.8	19.1	2.4
	50歳代 n=255	25.1	36.5	13.3	2.7	22.0	0.4
	60歳代 n=333	18.6	39.9	11.1	3.6	25.5	1.2
	70歳代 n=361	25.8	32.4	7.5	3.0	24.7	6.6
③ ア ー ト や 文 化 財 め ぐ り	10歳代 n=55	12.7	23.6	16.4	9.1	36.4	1.8
	20歳代 n=251	6.0	21.1	19.9	11.2	41.8	0.0
	30歳代 n=256	2.3	20.7	18.4	10.2	48.0	0.4
	40歳代 n=288	5.2	24.3	25.3	9.4	33.7	2.1
	50歳代 n=255	4.3	20.8	27.5	8.6	38.0	0.8
	60歳代 n=333	1.8	20.1	28.5	8.4	39.6	1.5
	70歳代 n=361	4.4	22.2	19.7	7.8	38.2	7.8

問29 スポーツの関わり方を、次の中からお選びください。(○はいくつでも)

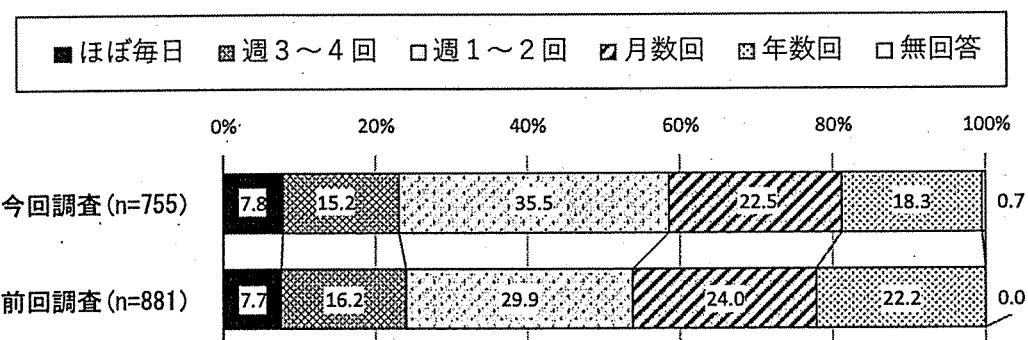
「スポーツを定期的に実施している」が最も多く、次いで「スポーツを観戦している」、「スポーツは好きだが関わる時間がない」の順になっています。

前回調査にくらべて、「スポーツを定期的に実施している」の割合が増えています。



【「スポーツを定期的に実施している」と回答された方が、どのくらい実施しているか】

前回調査とくらべると、スポーツを実施する頻度は増えています。



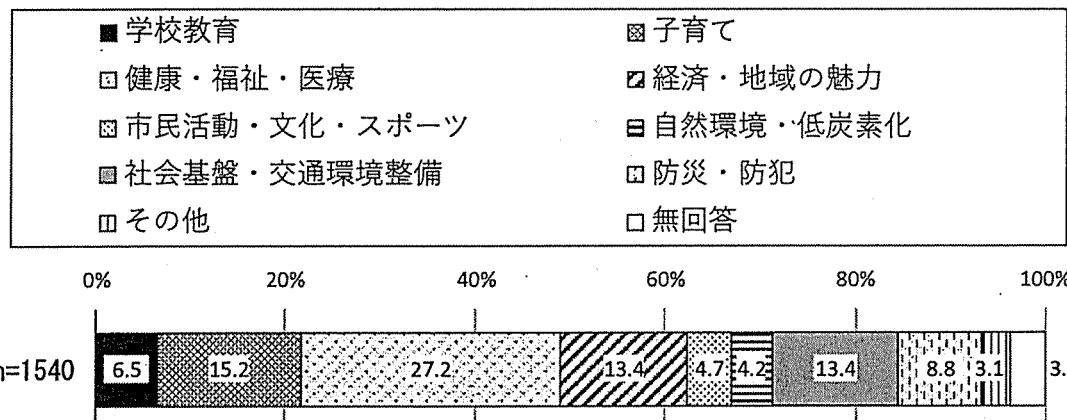
【実施回数換算値】

	今回調査				前回調査			
	① 回答者数	② 適当たり回数	①×②	一人あたり 回数	① 回答者数	② 適当たり回数	①×②	一人あたり 回数
ほぼ毎日	59	7.0	413		68	7.0	476	
週3～4回	115	3.5	403		143	3.5	501	
週1～2回	268	1.5	402		263	1.5	395	
月数回	170	0.5	85	1.743	211	0.5	106	1.698
年数回	138	0.1	14		196	0.1	20	
無回答	5	0.0	0		0	0.0	0	
全体	755		1,316		881		1,496	

6. これから柏市のまちづくりについておうかがいします。

問39 今後、柏市が特に力を入れて取り組むべきと思う分野をお選び下さい。(一つに○)

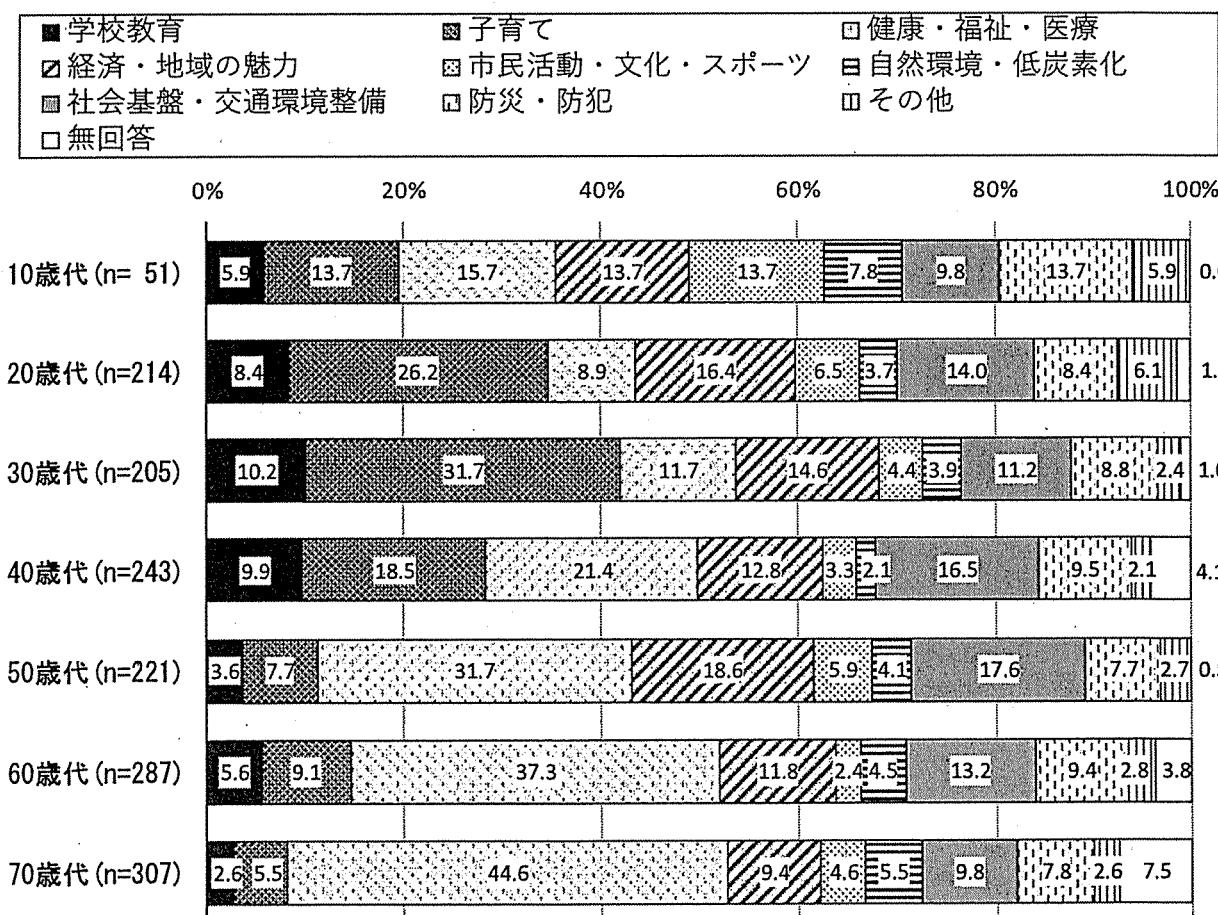
「健康・福祉・医療」が27.2%と最も多く、次いで「子育て」が15.2%、「経済・地域の魅力」と「社会基盤・交通環境整備」が13.4%となっています。



※複数回答や全項目回答を非対象としています。

【年代別】

年代別に見ると、年代が上がるほど「健康・福祉・医療」の割合が高くなる傾向があります。「子育て」と「学校教育」は、「30歳代」がピークになっています。



7 その他

(1) 柏市附属機関設置条例

○柏市附属機関設置条例

平成 8 年 3 月 29 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により設置する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（平29条例3・一部改正）

(設置)

第 2 条 執行機関等（執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。以下同じ。）の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（平29条例3・一部改正）

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 第 2 条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

（平29条例3・一部改正）

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年条例第6号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（柏市民文化会館条例の一部改正）

2 柏市民文化会館条例（昭和47年柏市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の2を削る。

（柏市民ギャラリー条例の一部改正）

3 柏市民ギャラリー条例（昭和54年柏市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則（平成12年条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則（平成17年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成18年4月18日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者（補欠の委員として委嘱される者を除く。）の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年4月18日までとする。

（柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 柏市特別職報酬等審議会条例（昭和39年柏市条例第38号）

- (2) 柏市住居表示審議会条例（昭和41年柏市条例第3号）
- (3) 柏市通学区域審議会条例（昭和41年柏市条例第7号）
- (4) 柏市総合計画審議会条例（昭和41年柏市条例第28号）
- (5) 柏市生涯学習推進協議会条例（平成4年柏市条例第10号）
- (6) 柏市行政改革推進委員会条例（平成7年柏市条例第32号）

附 則（平成17年条例第127号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第43号）

この条例は、平成19年12月28日から施行する。

附 則（平成19年条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に柏市就学指導委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日をもって柏市教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、同日における柏市就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成29年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の際現に次に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日をもって当該附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第1条の規定による改正後の柏市附属機関設置条例別表及び第3条の規定による改正後の柏市産業振興基本条例第7条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- (1) 柏市補助金等交付審査会
- (2) 柏市プロポーザル方式選定委員会
- (3) 柏市新型インフルエンザ等対策委員会
- (4) 柏市介護保険施設等事業者選定委員会
- (5) 柏市地域包括支援センター運営協議会
- (6) 柏市第二清掃工場運営委員会
- (7) 柏市人・農地プラン検討会
- (8) 柏市いじめ重大事態調査検証委員会
- (9) 柏市産業振興会議

附 則（平成31年条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条）

（平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・平17条例127・平19条例

2・平19条例43・平19条例46・平20条例32・平24条例36・平25条例15・平26条例

33・平28条例19・平29条例3・平31条例1・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会	被表彰者についての審査に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
	柏市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額についての審議及び答申に関する事務	10人以内	市長が別に定める。
	柏市ネーミングライツ導入審査委員会	ネーミングライツの導入に係る優先交渉権者の選定及び提案についての審査に関する事務	導入する案件ごとに7人	市長が別に定める。
	柏市地方創生総合戦略評価委員会	柏市地方創生総合戦略の評価及び推進についての助言に関する事務	10人以内	2年
	柏市行政改革推進委員会	行政改革の課題及び推進状況についての調査及び審議並びに答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市補助金等交付審査会	補助金、助成金、奨励金及び利子補給金に係る交付対象者の選定、事業の遂行の助言及び実績報告についての審査に関する事務	事業ごとに10人以内	2年以内
	柏市プロポーザル方式選定委員会	本市が発注する委託業務等の請負その他の契約のうちプロポーザル方式によるものの契約候補者の選	業務ごとに10人以内	市長が別に定める。

	定についての審査に関する事務		
柏市男女共同 参画推進審議 会	女性問題に関する総合的施策の推 進についての審議及び答申に関す る事務	15人以内	2年
柏市住居表示 審議会	住居表示整備事業の実施について の調査及び審議並びに答申に関す る事務	20人以内	市長が別に 定める。
柏市新型イン フルエンザ等 対策委員会	新型インフルエンザ等の全国的か つ急速なまん延のおそれのある感 染症の発生時における的確かつ迅 速な対処についての調査及び審議 並びに答申に関する事務	20人以内	2年
柏市予防接種 調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理に ついての調査及び審議並びに答申 に関する事務	6人以内	2年
柏市老人ホー ム入所判定審 査会	老人ホーム入所措置の要否につい ての審査及び答申に関する事務	6人	2年
柏市地域密着 型サービス運 営委員会	地域密着型サービス及び地域密着 型介護予防サービスの適正な運営 の確保についての審議及び答申に 関する事務	8人	2年
柏市介護保険 施設等事業者 選定委員会	公募による居宅サービス、地域密 着型サービス及び施設サービスの 事業者の選定についての審査に関 する事務	12人以内	3年以内

	柏市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに運営についての審議に関する事務	10人以内	3年
	柏市第二清掃工場運営委員会	第二清掃工場に隣接する町会及び自治会その他関連する団体との協定のうち当該工場の操業の監視に係るものに基づく当該工場の適正な管理運営についての審議及び助言に関する事務	28人以内	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市人・農地プラン検討会	柏市人・農地プランの策定及び変更についての審議に関する事務	16人以内	2年
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市教育支援委員会	障害等のある児童生徒等の適切な就学についての審査及び判定並びに継続的な教育の支援についての助言に関する事務	14人以内	2年
	柏市通学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市学校適正配置審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置についての審議及び答申に関する事務	10人以内	2年

	柏市いじめ重大事態調査検証委員会	柏市立小学校、中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態についての調査及び検証に関する事務	5人以内	教育委員会が別に定める。
	柏市立柏高等学校第三次教育計画策定委員会	柏市立柏高等学校第三次教育計画の策定についての調査及び審議並びに答申に関する事務	15人以内	3年以内
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
水道事業管理者	柏市水道部プロポーザル方式選定委員会	本市が発注する委託業務等の請負その他の契約のうちプロポーザル方式によるものの契約候補者の選定についての審査に関する事務	業務ごとに 10人以内	水道事業管理者が別に定める。

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 柏市生涯学習推進協議会規則

○ 柏市生涯学習推進協議会規則

平成 17 年 3 月 22 日

(教) 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市附属機関設置条例(平成 8 年柏市条例第 6 号)に基づき設置された柏市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第 5 条 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聞くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第 6 条 この規則で定めるもの及び次条の規定により教育委員会が別に定めるものを除くほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。